

第 120 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 29 回 油脂部会 (CCFO) 仮議題
4-(2)	第 29 回 油脂部会 (CCFO) 主な検討議題
5-(1)	第 48 回 総会 (CAC) 議題
5-(2)	第 48 回 総会 (CAC) 概要
6-(1)	第 55 回 食品衛生部会 (CCFH) 議題
6-(2)	第 55 回 食品衛生部会 (CCFH) 概要

第 120 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 8 年 1 月 29 日（木）
10:00～12:00
場所：農林水産省第 3 特別会議室
(web 併催)

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第 29 回 油脂部会 (CCFO)

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 48 回 総会 (CAC)
- ・ 第 55 回 食品衛生部会 (CCFH)

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

令和 7 年 8 月 4 日現在

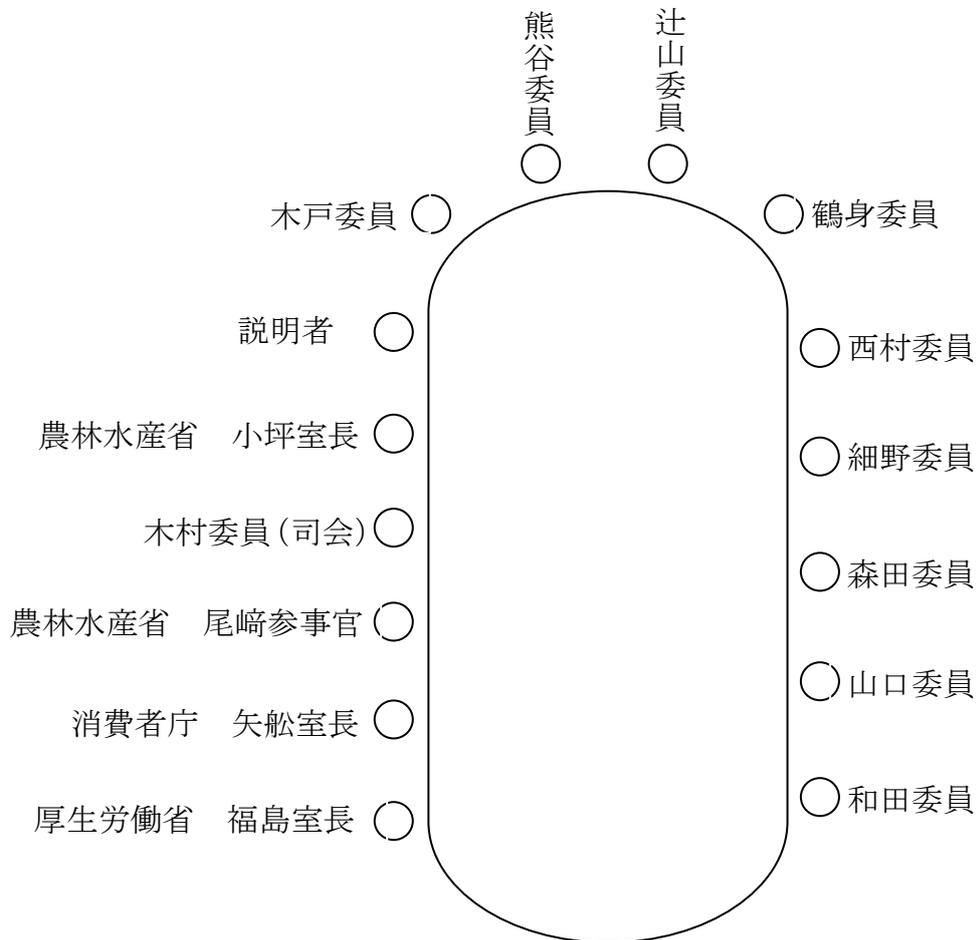
(敬称略 50 音順)

あきやま 穠山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
きど 木戸	けいし 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら 木村	たまよ たま代	主婦連合会 常任幹事
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 特任教授
しみず 清水	たかし 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら 西村	りょう 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひわたし 樋渡	ゆき 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほその 細野	ひでかず 秀和	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 参与
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 120 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 8 年 1 月 29 日 (木) 10:00~12:00
農林水産省第 3 特別会議室 (web 併催)

事務局等



ウェブ参加委員					
○	穂山	委員	○	清水	委員
○	高橋	委員	○	廣田	委員
○	樋渡	委員			

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 29 回油脂部会

日 時：2026 年 2 月 9 日（月）～2 月 13 日（金）

場 所：クアラルンプール（マレーシア）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) 等からの関心事項
4	米ぬか油中の γ -オリザノール測定法の目的適合性 (名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999))
5	トランス脂肪酸 (TFA) の摂取量削減を目的とした油脂規格改正案 (ステップ 4)
6	微生物由来オメガ 3 油の規格案 (ステップ 4)
7	許容される前荷のリスト (CXC 36-1987 の付属書 II) の見直し
8	オリーブ油およびオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の改訂
8. 1	ピロフェオフィチン (PPP) およびジグリセリド (1, 2-DAG) に関する科学データ・情報収集の進捗状況
8. 2	オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の 3.2.3 の注釈 (ディシジョンツリー) に関するデータ収集に関する枠組みの策定
討議文書	
9	新規作業や既存の規格改訂作業に関する提案
9. 1	名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (シアバターの追加) に関する討議文書
9. 2	名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (バージンココナッツ油の追加) に関する討議文書
9. 3	名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更) に関する討議文書
9. 4	シーバックソーン油の新規個別規格の策定に関する討議文書
その他	
10	その他の事項
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 29 回油脂部会 (CCFO) の主な検討議題

日 時：2026 年 2 月 9 日（月）～2 月 13 日（金）

場 所：クアラルンプール（マレーシア）

主要議題の検討内容

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

総会及び他の部会で議論された CCFO に関連する事項について、情報提供される予定。また、第 54 回食品添加物部会 (CCFA, 2024 年) から付託された以下の事項について検討する。

- ・ ファットスプレッドおよびブレンデッドスプレッド (CXS 256-1999) に適合する製品に、ラウリン酸アルギネートエチルエステル (INS 243) を保存料として使用することに関する技術的正当性について。

（対処方針）

当該添加物は、我が国では使用が認められていない。
議論を聴取し、適宜対処したい。

仮議題 3. FAO 及び WHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) 等からの関心事項

（経緯）

本部会に関連する JECFA を含む FAO/WHO 等の最近の活動について報告がなされる予定である。

JECFA 事務局からの報告事項

- ① 第 101 回 JECFA (2025 年) による無機ヒ素、有機ヒ素に関する評価結果の報告
- ② 第 102 回 JECFA (2026 年 6 月) に先立つ、前荷としての非食用グレードのリグノスルホン酸カルシウムに関するデータの募集

WHO からの報告事項

- ① 工業由来のトランス脂肪酸 (iTFA) の排除 (議題 5 関係)

WHO が推進している工業由来のトランス脂肪酸 (iTFA) の世界的排除に係る取組について、第 28 回 CCFO (2024 年) 以降、WHO が提言するベストプラクティス (総脂質 100 g 当たり TFA 2 g 未満 and/or 部分水素添加油脂 (PHO) の使用禁止中) を、コロンビア、マレーシア、モーリシャス、ネパール、パキスタン及びカタール

ルも導入し、導入国は 65 か国に増加したこと、分析・モニタリング能力の不足が各国共通課題であること、WHO はベストプラクティスや分析の導入に係る支援を継続することなどを報告予定。

② 健康的な食事に関するガイドラインの作成

- ・ 2023 年に飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の摂取ガイドライン（成人・子供）、2025 年に減塩代替品の使用に関するガイドラインを作成済み。
- ・ 熱帯産油脂の使用に関するガイドライン、動物性食品の最適な摂取に関するガイドライン、高度に加工された食品（いわゆる超加工食品）のガイドラインなどを作成中。

国際オリーブ評議会（IOC）からの報告事項（議題 8. 1 関係）

第 28 回 CCF0 において、オリーブ油中のピロフェオフィチン (PPP) とジグリセリド (DAG) に関するデータと情報の収集を目的とする電子作業部会 (EWG) の設置が合意された¹ことを受けて、IOC も独自に EWG を設置。加盟国及び非加盟国から収集したデータに基づき、PPP と DAG を規格項目にすべきでないとする意見を CCF0 の EWG 議長に報告。

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 4. 米ぬか油中の γ -オリザノール測定法の目的適合性 (名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999))

(経緯)

第 28 回 CCF0 において、「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)」に記載されている米ぬか油中の γ -オリザノールの測定方法 (分光法) について、「分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999)」に移管されておらず、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) による分析法の点検作業が行われていないことが示された。部会は、この現行法が現在も目的に適合 (fit for purpose) しているかを確認した上で、適合している場合は、CCMAS に対し CXS 234-1999 に収載するよう要請すること、また、代替方法が存在する場合は、CCMAS に当該代替方法を CXS 234-1999 に収載するよう要請することとし、コーデックス事務局から回付文書により各国へ意見照会することに合意。

各国からは、現行法は現在も目的に適合していること、タイプ IV 分析法 (Tentative Method²) として CXS 234-1999 へ移管することを支持することなどの意見があったほか、代替方法として高速液体クロマトグラフ (HPLC) 法もタイプ IV 分析法として使用可能としてほしいとする意見あり。

¹ 第 109 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/109-2.pdf>

² コーデックスの分析法の性能基準に適合するかどうかのデータが不足している (複数試験室で妥当性が確認されていない) 分析法。1 つの品目/分析対象について CXS 234-1999 に複数収載することが可能。

なお、我が国の事業者へ意見照会した結果、国内では主に分光法で実施しているが、技術的には HPLC 法での実施も可能であるため、HPLC 法も追加して差し支えないとの意見あり。

(対処方針)

国内の使用実態も踏まえ適宜対処したい。

仮議題 5 トランス脂肪酸 (TFA) の摂取量削減を目的とした油脂規格改訂案 (ステップ 4)

(経緯)

第 41 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU。2019 年) において、第 40 回食品表示部会 (CCFL。2012 年) で要請され、第 35 回 CCNFSDU (2013 年) 以降行ってきた、トランス脂肪酸 (TFA) 不使用表示の要件に関する助言の策定作業の中止を CCFL に通知することと、CCFO に対し、PHO の使用禁止及び iTFA の上限値設定に資する方策について検討するよう CCFO に要請することに合意した。³

第 27 回 CCFO では、食料供給における PHO の使用禁止及び iTFA の上限値設定に係る対応について、CCFO がどのように取り組み得るかを検討することについて概ね支持が得られ、カナダが EU、エジプト、インド、サウジアラビア、ウガンダ、米国及び WHO と協力して討議文書を作成することに合意した。(なお、CCFL では、第 47 回 CCFL (2023 年) の議論の結果、CCFO での検討の結果を待ち、カナダが討議文書を作成することで合意。第 48 回 CCFL (2025 年) においても同様。)⁴

第 28 回 CCFO では、PHO の使用禁止及び iTFA の上限値設定に関する規定を以下の油脂の規格に追加する改訂に係る討議文書及び新規作業提案文書 (プロジェクトドキュメント) が、カナダ (主著者) とその他共著者から提出された。

- ・ 個別食品規格がない食用油脂の規格 (CXS 19-1981)
- ・ ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格 (CXS 256-1999)
- ・ 動物油脂の規格 (CXS 211-1999)

全体として、規格改訂の作業開始に対する反対意見なし。我が国から、iTFA 削減に係る各国のアプローチが異なる可能性を考慮し、PHO の使用禁止と iTFA の上限値設定への対応には十分な柔軟性を持たせるべき旨発言し、提案文書に反映された。カナダとサウジアラビアを議長とする電子作業部会 (EWG) を設置し、規格改訂案を作成・議論することに合意した。⁵

EWG には、我が国を含む 24 加盟国・地域、6 オブザーバーが参加した。2 回のコメント募集があり、我が国は、一貫して、各国・地域における取組の柔軟性を確保

³ 第 91 回コーデックス連絡協議会資料

<https://warp.ndl.go.jp/web/20240107215300/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/91-3.pdf>

⁴ 第 107 回コーデックス連絡協議会資料

<https://warp.ndl.go.jp/web/20250805053759/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/107-1.pdf>

⁵ 第 110 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/110-1.pdf>

する必要性をコメントし、EWG 議長もそれを考慮した。

第 29 回 CCFO に向けて、EWG の成果物として報告書と規格改訂案が公開され、コメントが募集された。規格改訂案には、本作業の目的である、PHO の使用禁止や iTFA の上限値設定に関する規定、当該規定の運用に用いる分析法等が記載されており、当該規定の文案が、「各国規制当局は、PHO の使用禁止や iTFA の上限値設定を義務的な法的・規制的措置として導入すべき」といった書きぶりとなったことについて、我が国から、既存の個別食品規格の書きぶり（規格対象の食品や成分を主語とした書きぶりが多い。）とは異なること、各国・地域における取組の柔軟性を損なうおそれがあること等をコメントしている。また、分析法について、今後、CCMAS による議論に必要な、分析法の妥当性に関する情報が不足しているおそれがあることなどをコメントしている。

（対処方針）

WHO は、TFA について、これまでに TFA の摂取量を総エネルギー比の 1%以下まで低減するという目標を掲げ、目標達成の方策として、PHO の使用禁止及び iTFA の上限値設定を法的規制として導入することを推奨。令和 7 年 10 月時点で 65 か国が既に両方又は一方を法的に導入済又は施行待ちの状況。WHO は発展途上国の対策の遅れが主な課題であるとしている。

一方、我が国の TFA の平均摂取量は総エネルギー比 0.5%未満。我が国のような国においては、PHO の使用禁止と iTFA の上限値設定を今から法的規制として導入した場合に低減される TFA 摂取量は限定的と考えられる。また、輸出への影響として、TFA 関連の規定が輸出先国に応じて異なり得ることにより、求められる分析データや規定への適合性の証明等、運用面で混乱を招くおそれがある。

このため、今回の規格改訂により TFA 低減の一層の進捗が期待されることについては賛意を示しつつ、個別食品規格として適切な書きぶり、各国・地域における取組の柔軟性や実行可能性を確保すべきとの方針で対処したい。

仮議題 6. 微生物由来オメガ-3 油の規格案（ステップ 4）

（経緯）

第 28 回 CCFO において、オブザーバーである GOED (Global Organization for EPA and DHA Omega-3s) から、微細藻類由来のオメガ-3 油について、EPA や DHA を多く含むことから高価値商品として生産と世界貿易の両方が増加しており、食品や栄養補助食品として重要な原材料であるものの、国際規格がないために製品の取引規制等が課題になっているとして、個別食品規格の策定を提案。米国を議長、中国を共同議長とする EWG を設置することに合意。

EWG は第 29 回 CCFO に対し、EWG で議論された規格案について検討するよう要請するとともに、以下を勧告。

・「個別食品規格がない食用油脂の規格」(CXS 19-1981) について、微生物由来オメ

ガ-3 油が対象外となるよう改訂すること。併せて、微生物由来オメガ-3 油の規格は、微生物由来オメガ-3 油とその他の油との混合油には適用されないことを鑑み、適用される規格が異なる油脂同士を混合した場合、当該ブレンド油脂には CXS 19-1981 が適用されることを明確にする必要があるか検討すること。

- ・「食品添加物の一般規格」(CXS 192-1955。GSFA)に関する以下の事項について CCFA へ要請すること。
 - ▶ 微生物由来オメガ-3 油のために新たな食品分類(Food Category(FC))を追加する、又は、微生物由来オメガ-3 油を含めるために FC02. 1. 3 (ラード、獣脂、魚油及びその他の動物脂肪) を改訂すること。
 - ▶ 魚油の規格(CXS 329-2017)と同様の取扱いとなるように GSFA を改訂すること。
- ・「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(CXS 193-1995。GSCTFF)における、食用脂肪・油類中のヒ素に適用される注記／備考(注)を改訂・拡張し、微生物由来オメガ-3 油を含めることを食品汚染物質部会(CCCF)へ要請すること。

(注) 魚油の規格(CXS 329-2017)の対象となる魚油について、最大基準値(ML)は無機ヒ素に対して設定されている。各国・輸入国は、総ヒ素を対象としたスクリーニング分析の結果、ML 未満であれば適合と判定し、ML を超過した場合は無機ヒ素について追加試験を実施することとされている。
- ・微生物由来オメガ-3 油の分析方法を承認し、「分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999)」に追加するよう CCMAS へ要請すること。
- ・表示に関する規定に関する承認を CCFL へ要請すること。

(対処方針)

現在、我が国において DHA や EPA 等の主たる供給源は魚油であるところ、微生物由来オメガ-3 油の国内需要・供給等については、我が国の事業者へ意見照会した結果、現時点での国内流通は極めて限定的であり、また十分なデータを持ち合わせていないとの回答があった。このため、議論の推移を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 7. 許容される前荷のリスト (CXC 36-1987 の付属書 II) の見直し

(経緯)

「前荷」とは、食用油脂をバルク(液体等の貨物を梱包されていない状態で輸送する形態)で輸送する際、当該食用油脂を運ぶ前に同じ船舶等で運んでいた貨物のこと。

我が国の場合、バルク輸入される食用油脂はパーム油がメインであり、これは専用船で行われている場合が多いが、世界的には、食用油脂以外の水・酢酸等の物質も前荷として輸送されているケースがある⁶。

⁶ 第 86 回コーデックス連絡協議会資料

<https://warp.ndl.go.jp/web/20240107215344/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/86-1.pdf>

第 23 回 CCF0 (2013 年) において、「バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CXC 36-1987)」の「付属書Ⅱ：許容される前荷のリスト」の見直しを行う議題を今後の油脂部会の常設議題とすることになった。

第 28 回 CCF0 (2024 年) では、マレーシアを議長とする EWG を設置し、以下の事項について検討することに合意した。

- ① 新規物質追加提案の検討 (十分な情報がある場合)。
- ② FAO・WHO 評価に提出する物質の優先順位付け。
- ③ 新データに基づくリストからの削除提案の検討。

第 29 回 CCF0 では、以下について検討する。

- ・ 鉱物油芳香族炭化水素類 (MOAH) の上限値 (2.0 mg/kg) を、高度に精製された食用グレードのミネラルオイル (class II 及び III) には設定しないこと。
- ・ ミネラルオイル (高粘度および中粘度。上のポツとは別。) について、「許容される前荷リスト」への掲載を維持すること (EWG では EU が削除を提案)。
- ・ 硝酸について、「禁止前荷リスト」から削除し、十分な情報提出後に「許容される前荷リスト」への追加を改めて検討すること。
- ・ エタノールの記載を「変性アルコールは、変性剤が許容リストに含まれる場合のみ許容」に変更すること。
- ・ 改訂提案に必要な情報を記載する標準テンプレートを作成し、将来の回付文書に添付する情報文書として活用すること。

(対処方針)

現在、我が国において、前荷について課題があるとする情報は得られていない。このため、議論の推移を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 8. オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の改訂

仮議題 8. 1. ピロフェオフィチン (PPP) 及びジグリセリド (1, 2-DAG) に関する科学データ・情報収集の進捗状況

(経緯)

第 28 回 CCF0 において、オリーブ油に関する科学データおよび情報を収集・評価するため、イタリアを議長、豪州、カナダ、サウジアラビア及び米国を副議長とする EWG が設置。EWG の目的は以下のとおり。

- ・ オリーブ油に関する科学データ (ピロフェオフィチン (PPP)、ジグリセリド (1, 2-DAG)、脂肪酸エチルエステル (FAEE)、酸価、過酸化価、官能検査など) の収集。
- ・ 収集データの妥当性を評価し、必要に応じ、追加分析の必要性を CCF0 に勧告。

第 29 回 CCF0 では、以下について検討する。

- ・ EWG によるこれまでの検討の進捗が、追加分析を実施する上で十分であるか。
- ・ 追加分析を EWG 内で実施すべきか、又は第 28 回 CCF0 で合意された、FAO 専門家への協議に付託すべきか。

- ・ 追加的なデータ収集および既存データと新規データの分析を目的として、EWG を再設立すべきか。

(対処方針)

議論の推移を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 8. 2. オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の 3.2.3 の注釈 (ディシジョンツリー) に関するデータ収集に関する枠組みの策定

(経緯)

第 47 回総会 (CAC, 2024 年) において、オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の改訂を採択。この際、「3.2 構成要素」のうち、「3.2.3 4 α -デスメチルステロールの構成」(オリーブ油の真正性の評価に使用) に関し、カンペステロールに付された脚注 (b) の文言を「it may be considered」から「it is considered」に変更したことについて、アルジェリア及びシリア・アラブ共和国が留保を表明。シリアはさらに、脚注 (c) のディシジョンツリーに示された条件では、本物のバージンオリーブ油であっても真正と判定されないおそれがあるとの懸念を示した。

これらの懸念を考慮し、第 47 回 CAC では以下の事項に合意した。

- i. 脚注 (c) のディシジョンツリーの適用可能性について、関心を有する加盟国／オブザーバーとの非公式協議を通じて、データ収集の枠組を作成すること
- ii. コーデックス事務局は、当該枠組を考慮しつつ、地域間の差異や当該ディシジョンツリーの適用可能性に関するデータを収集するため、回付文書を発出すること。
- iii. FAO に対し、提出されたデータを分析し、脚注 (c) への適用可能性を検討するための専門家作業部会を招集するよう要請すること。

第 29 回 CCFO では、以下について検討する。

- ・ 第 47 回 CAC からの要請に対し、CCFO においてどのように対応し得るか。
- ・ 関係国によるデータ収集には数年を要する可能性があることを考慮すること。
- ・ 当該要請を、現在進行中のオリーブ油及びオリーブ粕油に関するデータ収集作業に組み込むことが可能か。なお、その際には、FAO 専門家作業部会への要請に追加の時間を要する可能性がある点にも留意すること。

(対処方針)

議論の推移を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 9. 新規作業や既存の規格改訂作業に関する提案

仮議題 9. 1 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (シアバターの追加) に関する討議文書

(経緯)

アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) の地域規格として、「未精製シアバターの地域規格 (CXS 325R-2017)」が採択済み。一方、精製シアバターについては、国際市場が成長中である一方、国際規格が存在しないため、アジアや南米などの新興市場において食品用途での流通・利用が困難な状況にある。国際規格が策定された場合、コーデックス加盟国や食品業界は、精製・未精製の別を含めて適切に判別・流通可能となる。このため、精製・未精製シアバターを「名前の付いた植物油規格」(CXS 210-1999) に追加することについて、オランダから提案された。なお、本作業では、CXS 325R-2017 を基礎として活用するとともに、同規格についても CXS 210-1999 の改訂内容に応じて一部見直すとしている。

主な論点として、以下を想定。

- ① 国際的な名称の統一 (複数の流通名称を整理し、「Shea Butter」に統一)
 - ② 精製シアバターの品質要件
 - ③ シアステアリンやシアオレインについて、品質要件への追加の必要性
- 第 29 回 CCFO では、新規作業として開始することの妥当性を議論する。

(対処方針)

議論の推移を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 9. 2 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (バージンココナツ油の追加) に関する討議文書

(経緯)

バージンココナツ油は化学処理を行わず、ココナツの果肉から機械的に抽出される最も純粋な形のココナツ油であり、ラウリン酸の含有量が高いこと (約 50%)、トランス脂肪酸が含まれていないこと、酸化安定性が高いこと等の特徴があるが、現行の「名前の付いた植物油規格」(CXS 210-1999) では通常のココナツ油との区別が明確でなく、その特性が十分に反映されていない。このため、偽装防止、品質保証、国際貿易の円滑化などに資するよう、CXS 210-1999 を改訂し、バージンココナツ油の明確な定義と品質パラメータを追加することについて、フィリピンより提案された。

第 29 回 CCFO では、当該提案について新規作業として開始することの妥当性を議論する。

(対処方針)

議論の推移を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 9. 3 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更) に関する討議文書

(経緯)

現行の「名前の付いた植物油規格」(CXS 210-1999)には既に高オレイン酸ヒマワリ油が収載されており、脂肪酸等の規格値が示されている。今回作業を提案したイランによると、同国が輸入する高オレイン酸ヒマワリ油に、他の規格値には適合するものの、ステアリン酸含有量が規格値(2.9-6.0%)の下限を下回るケースが発生しているとのこと(2.1-2.9%)。オレイン酸の含有量の増加に伴いステアリン酸含有量が減少する傾向は、現代の高オレイン酸ヒマワリ油品種に顕著であるため、イランは、高オレイン酸ヒマワリ油の現状の調達を反映しつつ、油の品質と機能性を維持するため、最近のデータに基づき高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含有量の規格値の範囲を2.9-6.2%から2.1-6.2%に改訂することを提案している。

第29回CCFOでは、新規作業として開始することの妥当性を議論する。

(対処方針)

議論の推移を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題9.4 シーバックソーン油の新たな個別規格の策定に関する討議文書

(経緯)

シーバックソーン油は、シーバックソーン(*Hippophae rhamnoides*、サジー)の果肉と種子から得られる。オメガ脂肪酸(特にオメガ7)、ビタミン類、カロテノイド、ポリフェノールなどを豊富に含む。医薬・食品・化粧品用途で世界的需要は増加しているが、コーデックス規格がないため、品質の不整合、低価格油脂との混和・偽装のリスク等が顕在化している。このため、食用を目的としたシーバックソーン油(果肉油及び種子油)を対象とする個別規格を策定することについて、モンゴルと中国より提案された。

なお、提案国は、シーバックソーン油は、果実由来の油脂という特性から、既存の「名前の付いた植物油規格」(CXS 210-1999)では十分にカバーされず、真正性確保、偽装防止、国際貿易の円滑化の観点からも、独立した個別規格の作成が必要であるとしている。

第29回CCFOでは、新規作業として開始することの妥当性を議論する。

(対処方針)

議論の推移を注視しつつ、適宜対処したい。

(以上)

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 48 回 総会**

開催日：2025 年 11 月 10 日（月）～11 月 14 日（金）

場所：ローマ（イタリア）

議題

1	議題の採択
2	第 88・89 回執行委員会の報告
3	手続マニュアルの修正
4	部会の作業 (採択、既存の文書の廃止、作業中止等)
4.1	生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)
4.2	食品添加物部会 (CCFA)
4.3	分析・サンプリング法部会 (CCMAS)
4.4	食品汚染物質部会 (CCCF)
4.5	残留農薬部会 (CCPR)
4.6	スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)
4.7	地域調整部会
5	新規作業提案
6	コーデックス規格と関連文書の修正 (コーデックス事務局による提案)
7	コーデックス部会から総会への付託事項
8	コーデックス戦略計画 2026-2031：モニタリングフレームワーク
9	コーデックスの予算及び財政に関する事項

10	FAO 及び WHO から提起された事項
11	議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出
12	地域調整国の任命
13	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
14	その他の作業
15	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 48 回総会 報告書

1. 開催日：2025 年 11 月 10 日（月）～11 月 14 日（金）
開催地：ローマ（イタリア）

2. 参加国：122 加盟国、1 加盟機関（EU）、
9 国際政府機関（IGO）、26 国際非政府機関（NGO）、1 国連機関

3. 出席者

農林水産省	消費・安全局	参事官			尾崎 道
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準室	国際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準室	国際基準専門官	町田 美生
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準室	国際企画係長	吉持 賛花
消費者庁	食品安全参与				三浦 公嗣
消費者庁	消費者安全課	国際食品室	室長		矢船 順也
消費者庁	消費者安全課	国際食品室	主査		高橋 健
厚生労働省	健康・生活衛生局	食品監視安全課	輸入食品安全対策室	室長	福島 和子

4. 結果

各議題の主な議論は以下のとおり。また、今次総会に諮られた文書一覧とその結果は別添のとおり。

議題 1. 議題の採択

仮議題のとおり採択された。

以下の事項について、議題 14（その他の作業）で議論することになった。（() 内の国・機関が提案国）

- ・カシューナッツ規格の策定（インド）
- ・高品質キャッサバ粉、サツマイモ粉及びヤム粉規格の策定（ナイジェリア）
- ・超加工食品（UPF）に関する食品分類（国際食品科学技術連合（IUFOST）提案）

今次総会の作業方法に関し、CX/CAC 24/47/1 Add.1 で示された方法（ハイブリッド形式）で実施することに合意した。

議題 2. 第 88・89 回執行委員会の報告

(概要)

第 88 回執行委員会（2025 年 7 月）及び第 89 回執行委員会（2025 年 11 月）の報告が議長より行われた。今次総会の議題のうち、執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については、各関連議題（部会の作業、新規作業提案、部会から総会への付託事項、戦略計画、予算及び財政に関する事項、FAO 及び WHO から提起された事項等）において取り上げられることから、本議題では議長からそれ以外の主な事項が報告された。

- ・ 作業文書の適時な翻訳を改善するための課題と解決策：
第 88 回執行委員会は、作業文書の適時な翻訳を改善するための課題と解決策について、直ちに取組を開始すべきであること、また、翻訳及び通訳に関するより広範な制度的課題、特にコストに関わる問題については、より幅広い加盟国との協議が必要であり、今後の執行委員会でも議論を継続する必要があることを確認した。さらに、コーデックス事務局が AI 翻訳の試験導入の可能性に関する進捗状況を引き続きモニターすることに合意した。また、第 48 回総会への勧告事項にも合意した。
- ・ 新規作業提案の作成に関する実践的ガイダンス：コーデックス事務局により作成作業が進行中。
- ・ 作業部会のメンターシッププログラムの提案：
生鮮果実・野菜部会（CCFFV）から総会に、より多くの加盟国が作業部会でリーダーシップを発揮できるよう、メンター制度導入の要望が示されたが、第 88 回執行委員会は、メンター制度の意義を認めつつも、これは総会の責任範囲を超えるため、リソースが許せば、コーデックス信託基金（CTF）や FAO と WHO の他のプログラムでの検討を勧告した。

(結論)

今次総会は以下の結論に合意した。

- ・ 第 88 回及び第 89 回執行委員会の議論と結論を確認した。
- ・ 文書の配布の適時性の向上は共通の責任であることを認識し、加盟国に対し、FAO 常駐代表に適時の翻訳の重要性を説明し、柔軟な翻訳オプションの導入を働きかけるよう勧告した。また、全ての加盟国、部会及び電子作業部会（EWG）に対し、文書の適時な提出及びより簡潔な文書作成の重要性をリマインドした。
- ・ FAO、WHO、及び経験豊富な加盟国に対し、より多くの加盟国が作業部会で指導的役割を担えるよう助けるためのメンターシップ・メカニズムの支援を奨励した。

議題 3. 手続マニュアルの修正

(概要)

- ・ コーデックス事務局から、手続マニュアル第 30 版が本年 3 月に 6 言語で公表されたことについて、情報共有された。
- ・ 以下の修正は、第 31 版（来年公表予定）に収載予定。
 - 第 34 回一般原則部会（CCGP）（2025 年 6 月）において、修正に合意した箇所¹
 - ✓ コーデックス規格及び関連文書の修正（amendment）及び改定（revision）指針の更新：2.1 章（コーデックス規格及び関連文書の策定手続）（パラグラフ 8、パラグラフ 12 及び Part7）の修正案
 - ✓ 3 章「部会のガイドライン」の手順のレビュー：3.1 章（部会のホスト国政府のためのガイドライン）、3.2 章（部会の会議運営に関するガイドライン）、3.3 章（部会議長のためのガイドライン）
 - ✓ 電子的なコミュニケーションのみによる部会（CWBC）の規準及び手続ガイドライン（3.4 章）の適用のレビュー
 - ✓ コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の参加原則（7.2 章）の修正案
 - ✓ 3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー：2.1 章、2.11 章（コーデックスサンプリング手順の設定又は選定原則）、6.1 章（CCP の機能）、7.2 章（NGO の参加原則）の変更案
 - 第 56 回残留農薬部会（CCPR）（2025 年 9 月）において合意した、4.8 章（CCPR に適用されるリスク分析原則）の修正案（文言の整合性の確保の観点での修正、データ要求期限の明記等）
 - コーデックス事務局による編集上の修正

今次総会では、CCGP 及び CCPR による修正案について採択の審議が行われた。

(議論)

ペルー等は手続が明確化され文言が整合されたことを歓迎し、多くの加盟国が修正を支持した。

なお、CCGP 議長が交替したことを受けて、現議長の長年の貢献への感謝と、次期議長への歓迎の意が表明された。

(結論)

今次総会は、以下に合意した。

¹ 第 118 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/118-2.pdf>

- i. 第 47 回総会（2024 年）で採択された更新事項及びコーデックス事務局による編集上の修正を含む、手続マニュアル第 30 版が 6 言語で公表されたことに留意する。
- ii. 第 34 回 CCGP 及び第 56 回 CCPR で合意された修正案を採択し、手続マニュアル第 31 版に組み込む。
- iii. 手続マニュアル第 31 版への反映が計画されているコーデックス事務局による編集上の変更及び訂正に留意する。
- iv. 修正された 2.1 章 Part7「コーデックス規格及び関連文書の修正及び改定のための手続指針」の実施状況を監視するという執行委員会の意向に留意する。
- v. 退任する CCGP 議長に対し、その献身、中立性及び成果に謝意を表明し、次期議長との協働に期待する。

議題 4. 部会の作業

2025 年 1 月以降に開催された部会において、今次総会に、最終採択（ステップ 8、ステップ 5/8）、予備採択（ステップ 5）、新規作業提案（ステップ 1）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議された。審議では、執行委員会の勧告（クリティカルレビューの結果）を十分に考慮して行われた。

第 23 回アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）（2025 年 1 月）、第 17 回北米・大洋州地域調整部会（CCNASWP）（2025 年 2 月）、第 23 回生鮮果実・野菜部会（CCFFV）（2025 年 2 月）、第 55 回食品添加物部会（CCFA）（2025 年 3 月）、第 44 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）（2025 年 5 月）、第 23 回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）（2024 年 6 月）から提出されている事項は、第 88 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果、特に記載がない限り、総会に対し、採択を勧告した。

第 18 回食品汚染物質部会（CCCF）、第 56 回残留農薬部会（CCPR）、第 23 回アジア地域調整部会（CCASIA）、第 12 回近東地域調整部会（CCNE）、第 8 回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）から提出されている事項は、第 89 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果、特に記載がない限り、総会に対し、採択を勧告した。

4.1 生鮮果実・野菜部会（CCFFV）

2025 年 1 月に開催された第 23 回 CCFFV から提出されている文書

事項	概要
最終採択	
生鮮デザート規格案 （ステップ 8）	第 19 回 CCFFV（2015 年）で作業開始に合意し（インドの提案）、第 39 回総会（2016 年）で新規作業として承認された（ステップ 1）。 第 20 回 CCFFV（2017 年）及び第 21 回 CCFFV（2019 年）では「生鮮デザート」の定義が不明確であることや既存の加工果

実・野菜部会 (CCPFV) のデーツ規格 (CXS 143-1985、現在は廃止され、乾燥フルーツ規格 (CXS 360-2020) の附属書 B) との重複の可能性への懸念が示された。第 22 回 CCFFV (2022 年) においては、「fresh」をタイトルに含めるべきかの議論があり、CXS 143-1985 との区別を図る観点から、「fresh」をタイトルに含めることについて合意された。その上で、「fresh date」の要件をどのように設定するべきかについて議論があった。当初案では、水分含有量 30%~85%という要件が提示されたが、一部の国から、水分含有量の最小値を設定することについて否定的な意見があった(理由:①デーツの品質は成熟や保管等の状況に応じて常に変わり得るものであり、いくつかの品種は tamar stage (最も成熟し水分含有量が低くなる段階) にならないと商用流通できない、②水分含有量の少ない tamar stage は、加工ではなく自然な成熟の過程の中で到達するものであり、これも fresh fruits の定義に含まれるはず、③freshness の定義は加工度によるべきであり、水分含有量によって定義されるべきではない等)。本要件に留保を付した上で、総会で予備採択に諮ることに合意し、第 45 回総会 (2022 年) において予備採択された (ステップ 5)。表示条項は第 47 回食品表示部会 (CCFL) (2023 年)、第 53 回 CCFA (2023 年) で承認された。

第 23 回 CCFFV (2025 年) では、水分含有量の最小値は設けず最大値を 85%とすること、「fresh」の定義は水分含有量にはよらないこと、「Extra class」において 1%の腐敗許容を設けること (腐敗許容について、EU は留保)、規格案を第 48 回総会で最終採択に諮ることに合意した (ステップ 8)。

(結論)

最終採択された。

以下の加盟国が留保した。

・EU、ノルウェー及びスイス: 「Extra class」における 1%の腐敗許容を含めることについて、関連する UNECE (国連欧州経済委員会) 規格に沿って、高品質を示す「Extra class」ではいかなる腐敗レベルも認めるべきではないとの立場から留保を表明。なお、採択を支持する他の加盟国から、「Extra class」における 1%の腐敗許容は、現在の取引慣行を反映したものであ

	り、他の生鮮果実・野菜規格においても同様に用いられていると指摘があった。
生鮮カレーリーフ（ステップ 5/8）	<p>第 22 回 CCFFV（2022 年）で作業開始に合意し（インドの提案）、第 45 回総会（2022 年）で新規作業として承認された（ステップ 1）。</p> <p>第 23 回 CCFFV（2025 年）では、最終採択の前に添加物条項・表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けることを前提に、ステップ 5/8 に進めることに合意した。</p> <p>第 88 回執行委員会（2025 年）は、第 55 回 CCFA（2025 年）において食品添加物条項が承認されたが、表示条項がまだ承認されていないことから、現時点で総会への勧告は行わないことを確認した。</p> <p>（結論） 表示条項が CCFL において承認されてから検討することに合意した。</p>

4.2 食品添加物部会（CCFA）

2025 年 3 月に開催された第 55 回 CCFA から提出されている文書²

事項	概要
最終採択	
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（ステップ 5/8）	<p>第 55 回 CCFA において、JEFCA 事務局から、第 99 回 FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）会合（2024 年 6 月）の結果、3 種類の食品添加物、10 種類の香料に関する仕様書を改訂し、さらに 3 種類の加工助剤の仕様書を作成したことが報告された。CCFA は、全ての仕様書の作成・改訂を第 48 回総会に提出し採択を諮ること、その後これらの仕様書についてコーデックス食品添加物仕様書リストに追加することに合意した。</p> <p>（結論） 最終採択された。</p>
食品添加物の分類名称と国際番号システム	CCFA は、国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与

² 第 116 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/116.html>

<p>(INS) (CXG36-1989) の改訂原案 (ステップ 5/8)</p>	<p>し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめた食品添加物の INS に関するガイドライン (CXG 36-1989) を策定している。第 55 回 CCFA は、改訂原案について、総会に最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>
<p>食品添加物の一般規格 (GSFA) 食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂</p>	<p>第 55 回 CCFA は、GSFA の食品添加物条項案、原案及び改訂案について、総会に最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p> <p>以下の加盟国が留保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ロシア：特定の食品群において、アマランサス (INS 123) について、ADI (一日摂取許容量) に対して提案されている最大使用濃度が高いため、カラメル III-アンモニアカラメル (INS 150c) について、提案されているほどの濃度で使用する技術的必要性がないため、塩基性メタクリル酸共重合体 (BMC) (INS 1205) について、使用の技術的必要性がないため。
<p>CCASIA の 5 規格、CCNE の 3 規格、CCSCH の 8 規格、油脂部会 (CCFO) の 1 規格、穀物・豆類部会 (CCCPL) の 1 規格との整合に伴う GSFA の食品添加物条項の改訂</p>	<p>GSFA を食品添加物に関する唯一の参照規格とするため、CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組を進めている。第 55 回 CCFA では、CCASIA の 5 規格³、CCNE の 3 規格⁴、CCSCH の 8 規格⁵、CCFO の 1 規格⁶及び CCCPL の 1 規格⁷について議論が行われた結果、整合作業の内容に関する合意が得られ、第 48 回総会に送付することとなった。</p>

³ 発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009)、さご椰子粉の地域規格 (CXS 301R-2011)、非発酵大豆製品の地域規格 (CXS 322R-2015)、バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品の地域規格 (CXS 354R-2023)、植物の葉で包んだ調理米の地域規格 (CXS 355R-2023)

⁴ テヘナを含む缶詰フムスの地域規格 (CXS 257R-2007)、缶詰フル・メダンメスの規格 (CXS 258R-2007)、テヘナの地域規格 (CXS 259R-2007)

⁵ 乾燥オレガノの規格 (CXS 342-2021)、乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格 (CXS 343-2021)、乾燥花：クローブの規格 (CXS 344-2021)、乾燥バジルの規格 (CXS 345-2021)、乾燥又は脱水ニンニクの規格 (CXS 347-2019)、乾燥花：サフランの規格 (CXS 351-2022)、乾燥種子：ナツメグの規格 (CXS 352-2022)、乾燥トウガラシ・パプリカの規格 (CXS 353-2022)

⁶ 名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格 (CXS19-1981)

⁷ 米の規格 (CXS 198-1995)

	<p>(結論) 最終採択された。</p>
<p>GSEFA の「Reference to the Commodity Standards for GSEFA Table 3 Additives」中の「12.2.1 Herbs and Spices」の書きぶりの改訂</p>	<p>個別食品規格との整合性を図る観点から、GSEFA 中の「Reference to the Commodity Standards for GSEFA Table 3 Additives」の「12.2.1 Herbs and Spices」について、現行「Herbs and spices (EXCLUDING SPICES)」となっているものを「Herbs and spices (ONLY SPICES)」とし、その他の書きぶりについても適宜修正を図るもの。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>
<p>CCASIA の 3 規格、CCNE の 3 規格、CCSCH の 8 規格及び米の規格の食品添加物条項の改訂</p>	<p>上述の GSEFA の修正に加え、整合作業の結果として、CCASIA の 3 規格⁸、CCNE の 3 規格⁹、CCSCH の 8 規格¹⁰及びの米の規格の食品添加物条項を改訂するもの。</p> <p>(なお、CCCPL の米の規格 (CXS 198-1995) に関しては、第 55 回 CCFA において、以下により、栄養強化米へのメタクリル酸共重合体(BMC) (INS 1205)の限定的な使用を含めることとなった。</p> <p>a. 「米の規格 (CXS 198-1995)」に、GSEFA の FC06.1 「米を含む全粒の、粉碎された、又はフレーク状の穀粒」に記載されている食品添加物のうち担体 (carrier) のみ、栄養強化米への使用を認める食品添加物条項を導入する。</p> <p>b. 必要に応じて、FC06.1 に記載されている食品添加物の規定を変更する。)</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>
<p>キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981)、缶詰核果類の規格 (CXS 242-</p>	<p>第 55 回 CCFA において、ノルビキシンベースのアナトー抽出物に関する条項の修正、タートラジンに関する条項の改訂を反映し、缶詰核果類の規格 (CXS 242-2003)、ジャム、ゼ</p>

⁸ 発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009)、非発酵大豆製品の地域規格 (CXS 322R-2015)、植物の葉で包んだ調理米の地域規格 (CXS 355R-2023)

⁹ テヘナを含む缶詰フムスの地域規格 (CXS 257R-2007)、缶詰フル・メダンメスの規格 (CXS 258R-2007)、テヘナの地域規格 (CXS 259R-2007)

¹⁰ 乾燥オレガノの規格 (CXS 342-2021)、乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格 (CXS 343-2021)、乾燥花：クローブの規格 (CXS 344-2021)、乾燥バジルの規格 (CXS 345-2021)、乾燥又は脱水ニンニクの規格 (CXS 347-2019)、乾燥花：サフランの規格 (CXS 351-2022)、乾燥種子：ナツメグの規格 (CXS 352-2022)、乾燥トウガラシ・パプリカの規格 (CXS 353-2022)

2003)、ジャム、ゼリー及びマーマレードの規格(CXS 296-2009)の添加物条項の改訂	<p>リー及びマーマレードの規格(CXS 296-2009)の添加物条項の改訂を行うことに合意した。また、キュウリの漬物の規格(CXS 115-1981)中の「パプリカのオレオレジン」という書きぶりを、「パプリカ抽出物」という書きぶりに修正することに合意した。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>
食塩規格の修正案	<p>第 55 回 CCFA において、食塩規格(CXS 150-1985)の卸売用食品の容器の表示規定及び分析・サンプリング方法の規定の修正案に合意。第 48 回総会に採択を諮ることとした。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>
既存のコーデックス文書の廃止	
GSEFA の食品添加物条項	<p>第 55 回 CCFA で合意された GSEFA の既存の食品添加物条項の案及び原案の最終採択に伴い、関連する条項を廃止するもの。</p> <p>(結論) 廃止された。</p>
作業中止	
GSEFA の食品添加物条項案及び原案	<p>第 55 回 CCFA で規格策定作業を中止することに合意された GSEFA の食品添加物条項の案及び原案。</p> <p>(結論) 中止された。</p>

4.3 分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

2025 年 5 月に開催された第 44 回 CCMAS から提出されている文書¹¹

事項	概要
最終採択	
分析法、分析法の性能規 準、サンプリングプラ	第 44 回 CCMAS は、魚類・水産製品部会 (CCFFP)、CCAFRICA、CCFA、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

¹¹ 第 118 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/118-2.pdf>

<p>ン：分析・サンプリング 法規格（CXS 234-1999） への収載</p>	<p>等から提出された各種規格の分析法について、検討の結果、一部を除いて承認した。</p> <p>また、ココア製品・チョコレート、魚・魚加工品、果物ジュース及び乳・乳製品の分析法の点検作業の結果、一部改訂に合意した。</p> <p>分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への収載のため、総会に採択を諮ることに合意した。</p> <p>なお、ホエイパウダー中の水分含有量の分析法について、長い議論があった。粉末乳製品中の水分含量の分析法について ISO 5537 IDF 26（87℃で乾燥）が Type I として承認されているが、本分析法は特殊な装置を要するため実行可能性が低いとの理由で、主に中南米の加盟国から別の分析法が必要との意見が出ていた。第 42 回 CCMAS（2023 年）において、ラテンアメリカ諸国は対案として分析法（CXS 234 Appendix XI に記載されている方法で 102℃で乾燥。以下「102℃法」という。）を提案し、粉乳や粉末クリームについては Type IV 分析法として承認された。一方、ホエイパウダーの場合、ラクトースを多く含んでいること、ラクトースは分子内に結合水を持っており 102℃で乾燥すると結合水が失われること、規格上ラクトースの結合水は結合した状態で水分含量を測定することとなっていることから、ただちに承認せず、本分析法をホエイパウダーに適用可能かどうかについてデータを示すことが求められた。</p> <p>ホエイパウダー中の水分含量決定法の適用に関して、データに基づき第 43 回 CCMAS 会合以降有志（豪州、ブラジル、EU、ウルグアイ、国際酪農連盟（IDF））で議論したが合意には至らず、Type I 分析法は ISO 5537 IDF 26 であるということについては異論がないところ、102℃法を Type IV 分析法として収載するかどうか論点となった。</p> <p>第 44 回 CCMAS（2025 年）では、我が国から 102℃法をスクリーニングとして使用することを認める脚注を入れればよいのではないかと提案する等、双方の妥協点を探る長い議論があった。最終的に、「ISO 5537 IDF 26 の実施に必要な機器の入手可能性や校正のため、102℃法を Type IV とする。分析結果に基づく係争が発生した際には Type I 分析法を用い</p>
---	--

	<p>る。102℃法は精確さに劣り、特にホエイパウダーのようにラクトースを多く含む品目の場合、ISO 5537 IDF 26 と結果が一致しない可能性がある」との脚注をつけた上で 102℃法を Type IV として承認することとなり、本脚注を含めた修正を第 48 回総会に諮ることとなった。</p> <p>(結論)</p> <p>一部訂正の上、最終採択された。</p> <p>タイから議場配布文書 (CRD) 36 が提出され、急速冷凍フィッシュスティック (フィッシュフィンガー)、魚のポーション及び魚フィレ (衣付き又はバター付き) における魚含有量の測定方法について、CXS 234 の附属書 VI を参照する形での修辭上の修正 (editorial amendment) の必要があるとの指摘があったが、コーデックス事務局から、当該方法を総会に送付する際に、附属書 VI への参照が誤って抜け落ちていたとの説明があり、これを訂正して採択された。</p>
<p>たんぱく質含量を求め るための窒素換算係数： 分析・サンプリング法規 格 (CXS 234-1999) への 附属書の収載</p>	<p>第 42 回 CCMAS (2023 年) では、窒素含有量からたんぱく質含有量を求めるための窒素換算係数の記載方法 (CXS 234 に記載するか、元の規格に記載するのか) について、チリとブラジルが討議文書を作成して検討することになった。</p> <p>第 43 回 CCMAS (2024 年) では、窒素換算係数を CXS 234 の附属書に収載することとし、総会に採択を諮ることと合意した。また関連の部会に、個別食品規格から窒素換算係数を取り消すよう勧告した。</p> <p>第 47 回総会 (2024 年) では、個別食品規格にある係数との一貫性を持ち、CCNFSDU からの提言を考慮して再検討した上で、修正した附属書を次回以降の総会に再提出するよう求められた。これを踏まえ、第 44 回 CCMAS (2025 年) において検討・再整理し、CXS 234 の付録に入れるため、第 48 回総会に諮ることとなった。</p> <p>(結論)</p> <p>一部訂正の上、最終採択された。</p> <p>コーデックス事務局から、小麦及び小麦たんぱく製品に関する記載に誤りがあることが報告された。具体的には、小麦たんぱく製品の窒素換算係数 (5.71) は、植物性たんぱく製</p>

	品の窒素換算係数に含まれるため、また、関連する個別商品規格との整合性確保のため、削除された。
既存のコーデックス文書の廃止	
分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の分析法	<p>魚類・水産製品の分析法、特殊用途食品の分析法、食物繊維に係る分析法、果物ジュースの分析法について、点検の結果、一部を廃止するもの。</p> <p>(結論) 廃止された。</p> <p>ただし、タイから、CRD36に基づき、①Gadidae 科魚類の塩蔵魚及び乾燥塩蔵魚の塩分飽和度の決定方法、②CXS 234-1999 の Appendix VIII (Part 1) の試料調製に関する方法を廃止案の中にも含めることに対する懸念が表明された。コーデックス事務局は、これらは誤って廃止の提案の中に入っていたため、継続検討のため維持し、CCMAS に再検討を依頼し、各国からの技術的コメントの提出を奨励することとした。</p> <p>また、タイから、併せて、塩とナトリウムの数値性能基準のために定められた例示的方法に関する懸念が示された。具体的には、AOAC971.27 について、缶詰野菜にも適用されたものであることから、煮干し塩漬けアンチョビ、魚醤、塩漬け大西洋ニシン及び塩スプラット、Gadidae 科の魚の塩漬け及び乾燥塩漬け魚並びにチョウザメキャビアについても適用されるべきであるとの主張があった。これに対し、コーデックス事務局からは、例示的方法は総会における採択事項ではないが、CCMAS に付託して更なる技術的議論が促されるべきだとの説明があった。</p>

4.4 食品汚染物質部会 (CCCF)

2025 年 6 月に開催された第 18 回 CCCF から提出されている文書¹²

事項	概要
最終採択	
乾燥樹皮からなるスパイス類の鉛の最大基準値	鉛の ML が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高

¹² 第 118 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/118-2.pdf>

<p>(ML)として2.5 mg/kgを食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格(CXS 193-1995)において設定する件(ステップ8)</p>	<p>い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための作業。第 13 回 CCCF (2019 年)で作業開始に合意し、第 42 回総会 (2019 年)で承認された (ステップ 1)。</p> <p>第 17 回 CCCF (2024 年)では、料理用ハーブ類及びスパイス類について検討され、料理用ハーブ類及びスパイス類のうち、乾燥仮種皮、乾燥種子(セロリ種子除く)、乾燥花部、乾燥果実及びベリー類(華北山椒、スターアニス、パプリカ、スマック除く)、乾燥根茎及び根、乾燥セロリ種子、乾燥華北山椒及びスターアニス、乾燥パプリカ及びスマックにおける ML 設定の議論が終了し、第 47 回総会 (2024 年)においてステップ 5/8 で最終採択された。一方、乾燥樹皮からなるスパイス類については、ML 原案 (2.5 mg/kg) がステップ 5 で予備採択され、ブラジルを議長国とする電子的作業部会 (EWG) で議論を継続することとなった。</p> <p>EWG では、2024 年の JECFA によるデータ募集後に提出されたデータとそれ以前の GEMS/Food データベース (地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラム) より入手できたデータ (旧データ) を比較し、旧データの鉛濃度が不純物の混入 (食品偽装) によることを示す根拠がなかったことを確認した上で、乾燥樹皮からなるスパイス類に対して 3.0 mg/kg を勧告した。</p> <p>第 18 回 CCCF (2025 年)においては、EWG より提案された新たな ML 原案について、EU からグローバルデータセットを 5 つの地域に分割し、一部の地域のデータのみに基づいていることが指摘され、地域差も考慮しつつ、ML の設定にはグローバルデータセットを使用することの重要性が強調された。議論の結果、第 47 回総会 (2024 年)においてステップ 5 で予備採択された乾燥樹皮からなるスパイス類の ML (2.5 mg/kg) が概ね支持され、これをステップ 8 で第 48 回総会に最終採択を諮ることで合意した。</p> <p>インド及び中国は、地域別のデータセットの違反率が 5%を超えない水準として提案された 3.0 mg/kg を支持するとして、留保を表明した。</p>
--	--

	<p>(結論) 最終採択された。</p> <p>以下の加盟国が留保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国：部会と同様の理由で、地域データが考慮されておらず、透明性のある手続に疑義があるため。(コーデックス事務局から、CCCF におけるデータ評価及び手続の妥当性について、また、各 ML は個別に科学的根拠に基づいて選定された旨説明があった。) エジプト：小児を含む幅広い年齢層へのばく露があること、ばく露量増加により鉛の体内蓄積や小児の神経系・精神発達への悪影響といった重大な健康リスクをもたらすこと、WHO 等がばく露量の削減が公衆衛生に好影響としていることから、ML を 2.0 mg/kg に引き下げることが求められるため。 インド：部会と同様の理由で、手続上の不備があると考えられるため。 ロシア：ユーラシア経済連合規制との不一致のため。
<p>乾燥料理用ハーブの鉛の ML として 2.0 mg/kg を CXS193-1995 において設定する件 (ステップ 5/8)</p>	<p>第 17 回 CCCF (2024 年) における議論の後の第 47 回総会においては乾燥料理用ハーブ類については、ML 原案 (2.5 mg/kg) がステップ 5 で予備採択され、ブラジルを議長国とする EWG で議論を継続することとなった。</p> <p>EWG では、2024 年の JECFA によるデータ募集後に提出されたデータとそれ以前の GEMS/Food データベースより入手できたデータ (旧データ) を比較し、旧データの鉛濃度が不純物の混入 (食品偽装) によることを示す根拠がなかったことを確認した上で、乾燥ハーブ類に対して 2.0 mg/kg を勧告するとともに、料理用ハーブについて、乾燥品から生鮮品へ ML を外挿する必要性はなく、関連の注釈を削除することが提案された。</p> <p>第 18 回 CCCF (2025 年) では、EWG より勧告された新たな ML 原案の 2.0 mg/kg は、第 47 回総会 (2024 年) においてステップ 5 で予備採択された ML 案 (2.5 mg/kg) と異なることから、予備採択された ML 案に関する作業を中止とした上で、ステップ 5/8 で第 48 回総会に最終採択を諮ることで合意した。一方、インドは、一部の品目に</p>

	<p>においてデータポイント数が不足していること、中国は、前回会合での一般的な支持と先進国からの新たなデータを根拠に 2.5 mg/kg を支持することから、留保を表明した。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p> <p>以下の加盟国が留保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エジプト：乾燥樹皮からなるスパイス類と同様の理由から、ML を 1.5 mg/kg に引き下げをを求めるため。 ・ インド：部会と同様の理由で、手続上の不備があると考えため。 ・ ロシア：ユーラシア経済連合規制との不一致のため。
<p>落花生中のアフラトキシン類汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂（ステップ 5/8）</p>	<p>第 16 回 CCCF（2023 年）では、汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業の結果、本実施規範（CXC 55-2004）の改訂の可能性についてレビューを行うことになった。</p> <p>第 17 回 CCCF（2024 年）では、ブラジルを議長とする作業部会から、本実施規範の改訂を支持する新たな措置や実践が特定されたことについて説明があり、議論の結果、作業開始に合意した。その後、第 47 回総会において、作業開始が承認された（ステップ 1）。</p> <p>その後、ブラジルを議長、インドを共同議長とする EWG に我が国も参加し、関連する実施規範や食品規格との整合性の確保や我が国の食品事業者で導入済みの近赤外線選別によるアフラトキシン汚染粒の除去技術について情報提供し、改訂原案作成に貢献した。</p> <p>第 18 回 CCCF（2025 年）では、会合前日の物理的作業部会（PWG）での修正を反映した実施規範の改訂原案の修正案が示され、議論の結果、さらに修正した改訂原案を第 48 回総会に送付し、ステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>

<p>食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（CXS 193-1995、GSCTFF）の附属書 X の形式的修正（核又は放射線事故後に汚染された食品中の放射性核種のガイドライン水準に関する科学的正当性）</p>	<p>第 18 回 CCCF（2025 年）において、GSCTFF の附属書 X に記載されている以下の古い記載を削除することに合意した。</p> <p>Significant improvements in the assessment of radiation doses resulting from the human intake of radioactive substances have become available since the guideline levels were issued by the Codex Alimentarius Commission in 1989 (CXG 5-1989).</p> <p>（結論） 最終採択された。</p>
<p>CXS 193-1995 (GSCTFF) への海洋生物毒素の ML 追加</p>	<p>第 18 回 CCCF（2025 年）において、カナダは、活及び生鮮二枚貝の規格（CXS 292-2008）のセクション 1.5 にのみ記載されているサキシトキシン群、オカダ酸群、ドウモイ酸群、ブレベトキシン群、アザスピロ酸群の ML をどのように GSCTFF に反映できるかについて、コーデックス事務局に説明を求めた。</p> <p>コーデックス事務局は、CCCF は CXS 292-2008 に加えて GSCTFF にこれらの ML を転載し、その旨を総会に報告することをコーデックス事務局に要請することが可能であると説明した。CCCF は、そのような対応を行うことについて合意した。</p> <p>（結論） 採択された。</p> <p>また、海洋生物毒素の ML が GSCTFF に含まれたことを受け、魚類・水産製品部会（CCFFP）に対して当該情報を共有するとともに、CXS 292-2008 からの ML 削除と GSCTFF への参照への置き換えについて検討を要請することに合意した。</p>
作業中止	
<p>乾燥料理用ハーブ類中の鉛の ML を 2.5 mg/kg とする件</p>	<p>上述のとおり、第 47 回総会において、乾燥料理用ハーブ類については、ML 原案（2.5 mg/kg）がステップ 5 で予備採択されたが、その後に設置された EWG では、2.0 mg/kg が新たに提案され、第 18 回 CCCF で支持されたことから、当初の 2.5 mg/kg を前提とした作業は中止されることとなった。なお、今次総会において、ML 原案（2.0</p>

	<p>mg/kg) は最終採択 (ステップ 5/8) された。</p> <p>(結論)</p> <p>中止された。</p>
<p>直接消費用落花生 (RTE 落花生) 中の総アフラトキシン量の ML 及び関連するサンプリングプランに係る作業の中止</p>	<p>第 12 回 CCCF (2018 年) において、落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に議論を再開することに合意した。第 14 回 CCCF (2021 年) では、インドを議長国とする EWG を再設置し、ML 原案の議論を続けてきたものの、第 16 回 CCCF (2023 年) で直接消費用 (RTE) 落花生の定義が決まっていないことから、GEMS/Food 上の解析対象とすべきデータが特定できず、ML の検討作業が困難であることが判明。第 17 回 CCCF (2024 年) においては、WHO 代表より GEMS/Food に提出された既存データの 80%以上が RTE か加工向け (FFP) かの分類ができず「不明」であり、特に「生落花生」として登録された既存データについて識別が困難であることが指摘された。議論の結果、RTE 落花生の定義を GSCTFF 中の RTE 木の実に関する既存の定義を適用することに合意し、インドを議長、米国を共同議長とする EWG において ML 原案及びサンプリングプランの策定について検討を行うこととなった。EWG では、JECFA 事務局に対して、生落花生について RTE か FFP かを特定できるガイダンスとともにデータ募集を行うよう要請するとともに、GEMS/Food 管理者に対し既存データの提出者へ提出されたデータが RTE と FFP のいずれかであるか確認するよう要請することで合意した。</p> <p>第 18 回 CCCF では、インドは、GEMS/Food によって EWG に提出されたデータは 7 カ国分のみであり、これは落花生の生産量上位 10 か国のうち 3 か国しか網羅していないため、地理的代表性が不十分ではあるが、ブラジル、インド、タイ、米国の 4 か国の平均値に基づき、インドは RTE 落花生の ML を 10 µg/kg に設定することを提案した。しかし、各国からは、①ML 設定に当たり評価されたデータが古く不十分であること、②ML の導出方法が通</p>

常と異なる方法であったこと、③MLを10 µg/kgに設定した場合、15 µg/kg (FFP 落花生の ML) と比較して違反率は高くなる一方で公衆衛生上の更なる便益が期待されないこと等から、懸念の声が表明された。CCCF 議長は議論を中断し、JECFA に近年提出されたデータを含む全てのデータの再解析を行い、RTE 落花生における ML 設定の実現可能性を検討するよう要請することを提案した。しかし、本提案を支持する加盟国は限定的であり、本議題については長期間議論されているにもかかわらず進展が見られないことから、複数の国から作業中止の提案がなされた。また、これらの国は、まず現在改訂中の「落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004)」の作業を完了し、実施規範を実行した上で、本議題に関する新規作業を検討できると提案した。

以上の議論を踏まえ、CCCF は、RTE 落花生における ML に関する作業を中止し、その旨を第 48 回総会に通知することで合意した。

(結論)

中止された。

一方で、セネガル等のアフリカ地域の加盟国から、“恒久的な (permanent)” 中止は、長年にわたる技術的作業や協働の蓄積を失うおそれがある一方、改訂版の実施規範 (CXC 55-2004) の実施を通じた新たなデータ収集により、将来、科学的根拠に基づく ML を再検討が可能になるよう、“一時的な (temporary)” 中断とする要望が出され、議論になった。CCCF 議長から、CCCF における長年の議論の経緯と、作業の中断は将来の検討範囲を制限する一方、作業の中止はより幅広く徹底した見直しを可能にすることから、CCCF は全会一致で当該 ML 作業を中止し、十分なデータが得られた段階で再検討することに合意した等の説明があった。

この議論を受けて、今次総会は、CCCF が RTE 落花生の定義に合意しており、データ収集やデータ処理、そして RTE 落花生と FFP 落花生のデータを区別する際に活用できることに留意した上で、CCCF で合意したとおり作業は

	中止するものの、将来的な RTE 落花生中の総アフラトキシンの量の ML 検討を支援するため、改訂版の実施規範（CXC 55-2004）に基づき、RTE 落花生に関するデータを収集し、そのデータを GEMS/Food に提出するよう加盟国に要請した。
--	---

4.5 残留農薬部会（CCPR）

2025 年 9 月に開催された第 56 回 CCPR から提出されている文書¹³

事項	概要
最終採択	
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値(MRL)原案(ステップ 5/8)	<p>食品又は飼料中の農薬について、第 56 回 CCPR で 29 農薬の MRL 原案についてステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。</p> <p>EU、スイス、コロンビアが一部留保した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p> <p>以下の加盟国が留保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロンビア：部会で留保したアボカド中の Prochloraz（142）に加えて、コメ中の Etofenprox（184）、Novaluron（217）及び Tebufenozide（196）、並びにバナナ中の Fenpropidin（340）について、自国の消費者の健康保護に不十分なため。 ・ エジプト：小麦中の Fipronil（202）について、コメ中の Propiconazole（160）について、ばく露に関する知見が不十分なため。 ・ EU、ノルウェー及びスイス：議場配布資料（CRD08）のとおり。（オブザーバーの National Health Federation からも同様の理由による懸念が表明された。）
長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリング	第 51 回 CCPR（2019 年）では、インドとアルゼンチンから、残留農薬を分析する際に使用する認

¹³ 第 119 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/119-2.pdf>

<p>グに係るガイドライン策定（ステップ 8）</p>	<p>証標準物質（CRM）は、有効期限が切れると使用することができず、特に途上国では新たに CRM を入手するのは困難であることや、適切に保管されていれば、有効期限を過ぎても CRM の純度等に大きな変化がないことから、長期保存された CRM を含む標準物質の有効活用に関するガイダンス作成が提案された。CRM ではない標準物質を対象とする等の修正を経て、第 54 回 CCPR で新規作業の開始に合意し、第 46 回総会（2023 年）で承認された。</p> <p>第 55 回 CCPR では、総会に予備採択を諮ること、また、本ガイドライン案の範囲を標準物質の混合溶液も含むよう拡張することを総会に報告することに合意した。第 47 回総会で予備採択された。第 56 回 CCPR において、EWG（議長国：インド、共同議長国：カナダ、イラン、シンガポール）からの、拡張した範囲の規定も含め検討がなされ、会期中作業部会を経て、総会に最終採択に諮ることに合意した。</p> <p>（結論） 最終採択された。</p>
<p>食品及び飼料のコーデックス分類（CXA4-1989）における脂肪の定義の修正</p>	<p>第 45 回総会（2022 年）における採択内容（農薬及び動物用医薬品の残留物に関し、動物由来の食用組織（脂肪を含む）の定義を調和させるための技術的な修正）との整合を図るため、CCPR における「脂肪」の記載のいくつかの誤り（欠落）を修正するもの。</p> <p>（結論） 最終採択された。</p>
<p>既存のコーデックス文書の廃止</p>	
<p>廃止が提案された CXL（Codex MRLs）</p>	<p>食品又は飼料中の農薬について、第 56 回 CCPR での合意に基づき既存の 30 農薬に関する CXL を廃止するもの。</p>

	<p>(結論) 廃止された。</p> <p>以下の加盟国が留保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロンビア：コーヒー豆及びマンゴー中の Carbendazim (72) について、国内生産への潜在的な影響のため。 ・ タイ：Amitraz (122) について、部会と同様に、科学的なデータがない限り CXL は廃止されるべきだが自国で使用している状況があり、消費者の健康への懸念が示されていないため。 ・ タンザニア：Amitraz (122) 及び Fenthion (39) について、害虫や外部寄生虫の駆除に依然用いられており、食品安全保障や生計に悪影響があるため。
作業中止	
<p>ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案</p>	<p>食品又は飼料中の農薬について、第 56 回 CCPR での合意に基づき 7 農薬の MRL 案の作業を中止するもの。</p> <p>(結論) 中止された。</p>
その他	
<p>総会、FAO、WHO への要請事項</p>	<p>第 56 回 CCPR における CCPR と FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) の手続強化に関する議論において、現行プロセスの中での改善に当たる短期的な取組の実施に関し、必要な資金・人員支援の仕組みが存在しないことを踏まえ、総会や FAO、WHO、その運営機関に対し、JMPR が MRL を科学的根拠に基づき効率的かつ適時に導出できるよう十分なリソースを確保することの重要性を改めて強調するよう要請した。</p> <p>(結論) 議題 7.1 で議論されることとなった。</p>

4.6 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)

今次総会では、2025年10月に開催された第8回CCSCHからの事項¹⁴について、必要に応じて第49回総会で検討することを確認した。

4.7 地域調整部会

ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)

2024年7月に開催された第23回CCLACから提出されている文書

事項	概要
最終採択	
ルロ (ナランジラ) の地域規格 (ステップ 5/8)	<p>第22回CCFFV (2022年) では、コロンビアの提案により、ルロの規格策定作業の開始に合意したが、第45回総会 (2022年) での議論の結果、CCLAC の地域規格として作業を進めることになった。</p> <p>第23回CCLAC (2024年7月) では、コロンビアを議長、メキシコを共同議長とする作業部会から提案された、規格の名称に英語名称の一つを追加することや生鮮果実・野菜規格のレイアウトを使用すること等に合意し、また、総会に最終採択を諮ること、食品添加物条項はCCFAに、表示条項はCCFLにそれぞれ承認を求めることに合意した。第48回CCFL (2024年10月)、第55回CCFA (2025年3月) に関連条項の承認が完了したため、第88回執行委員会でクリティカルレビューが実施され、総会に最終採択を勧告した。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>

¹⁴ 第119回コーデックス連絡協議会資料参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/119-2.pdf>

近東地域調整部会（CCNE）

2025年9月に開催された第12回CCNEから提出されている文書

事項	概要
最終採択	
窒素換算係数の修正	<p>第12回CCNEは、第48回総会に対し、i) テヘナの近東地域規格（CXS 259R-2007）に含まれている当該製品の窒素換算係数5.71を、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の窒素換算係数に関する附属書に含めるよう要請すること、ii) この変更に伴い、テヘナ地域規格にCXS 234への相互参照を追加することを要請すること、iii) 第48回総会による採択後、ドゥーグ（Doogh）の近東地域規格（CXS 332R-2018）の窒素換算係数を削除し、CXS 234への相互参照に置き換える付随的修正を採択することを要請することに合意した。</p> <p>（結論） 採択された。</p>
CCNEの既存の6規格の卸売用食品の容器の表示条項の追記	<p>第44回総会（2021年）から求められた個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直し。第12回CCNEで、既存の6規格の当該表示条項の追記案を総会に採択を諮るとともにCCFLに通知することとなった。</p> <p>（結論） 採択された。</p>

議題5. 新規作業提案

2025年1月以降に開催された部会において、今次総会に、新規作業提案の承認（ステップ1）を諮ることになった以下の文書が審議された。なお、第88回及び第89回執行委員会は、全ての新規作業提案について、クリティカルレビューの結果、総会に対し、承認を勧告した。

事項	概要
CCAFRICA	
煮込み又は茹でた、塩漬け及び無塩の干し魚の地域規格（ステップ1）	<p>第25回CCAFRICAに、セネガルから「ketiakh」の地域規格策定作業提案から提出された。セネガルは、地域内外で広く生産・流通しており、規格化により製品の安全性と品質を確保し、域内貿易を</p>

促進することを目的としており、既に規格化されている魚類・水産製品とは製造方法が異なり、当該製品に適用できないと説明。コーデックス事務局は、地域規格とするか国際規格とするか慎重に検討すべきこと、CCFFP において既存規格の点検作業を実施中であり、本新規作業提案もこの文脈で検討可能であることを指摘したが、部会はアフリカ地域を対象にした地域規格として、CCAFRICA で作業を進めることに合意した。規格の名称はより一般的な名称とし、対象範囲を拡大することに合意した。

第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：セネガル、共同議長：ガンビア、マリ）により規格原案の作成作業が行われる。

第 88 回執行委員会では、国際規格への変更の可能性、第 87 回執行委員会で議論した横断的アプローチの推奨との整合性、CCFFP との連携等に関し意見が出された。議論の結果、個別食品規格を策定する全ての部会に対し、最も適切なコーデックス文書を特定・勧告できるよう、規格策定においてより横断的なアプローチをとるとともに、新規作業提案においてコーデックスが取り組むべき主要な問題と課題を明確に特定するよう要請した。また、地域規格の策定においては、作業の重複を避け、専門知識の有効活用を確保するため、地域調整部会とその他の関連部会との緊密な連携の重要性も確認した。

今次総会における議論の中で、米国は、CCAFRICA に対し、類似の魚製品に関する規格との重複を避けるため、CCFFP と密に連携するよう奨励した。

（結論）

新規作業として承認された。

CCNASWP	
ガリップナッツの地域規格（ステップ 1）	<p>第 17 回 CCNASWP にパプアニューギニア (PNG) 及びソロモン諸島から、ニュージーランド (NZ) の支援を受けて提案され、作業開始に合意した。</p> <p>第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：PNG、共同議長：NZ、バヌアツ）により規格原案の作成作業が行われる。</p> <p>（結論） 新規作業として承認された。</p>
ブレッドフルーツ粉の地域規格（ステップ 1）	<p>第 17 回 CCNASWP にサモアから提出され、作業開始に合意した。</p> <p>第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：サモア、共同議長：豪州、フィジー）により規格原案の作成作業が行われる。</p> <p>（結論） 新規作業として承認された。</p>
CCFFV	
生鮮ターメリック（ステップ 1）	<p>第 23 回 CCFFV にフィジーから提案され、作業開始に合意した。第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：フィジー、共同議長：中国、インド、ケニア）により規格原案の作成作業が行われる。</p> <p>（結論） 新規作業として承認された。</p>
生鮮ブロッコリー（ステップ 1）	<p>第 23 回 CCFFV にメキシコから提案され、作業開始に合意した。第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：フィジー、共同議長：中国、インド）により規格原案の作成作業が行われる。</p> <p>第 88 回執行委員会では、それぞれ既に国際標準化機構（ISO）と UNECE で規格が定められていることから、コーデックスで新たに規格を策定することは重複やリソースの無駄ではないかとの懸念</p>

	<p>が示された。これに対し、コーデックスは食品の公正な貿易の確保のために、誰でもアクセスできる国際的な規格を提供しており、他機関の規格があってもコーデックスが独自に規格を策定する意義がある、ターメリックはコーデックスでは乾燥品の規格はあるが生鮮品の規格はまだ策定されていないとの意見も出された。コーデックス事務局から、コーデックスではニンニクのように乾燥品と生鮮品それぞれに個別の規格を策定してきた前例がある、必要に応じて UNECE 規格を参考にすることはあるが、CCFFV の委託事項が改訂され、UNECE への明確な言及は削除された、コーデックスにおける規格策定は加盟国主導で行われるため、他機関の規格と完全に整合させることは必ずしも現実的ではない、ターメリックについては、現時点でコーデックスにあるのは乾燥品の規格のみである、ブロッコリーについては、重複を避けつつ規格の一貫性を保つため、UNECE との継続的な連携が必要、とのコメントがあった。</p> <p>(結論) 新規作業として承認された。</p>
CCFA	
<p>JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト</p>	<p>第 55 回 CCFA で修正された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの承認を諮るもの。</p> <p>(結論) 承認された。</p>
<p>GSEFA の新規食品添加物条項の提案</p>	<p>第 55 回 CCFA において提案された、GSEFA への新規食品添加物条項の収載及び既存の条項の改訂に関する作業 (ステップ 2)</p> <p>(結論) 承認された。</p>

CCCF	
食品及び飼料中のピロリジジンアルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範（CXC 74-2014）の改訂	<p>第 18 回 CCCF において、本実施規範（CXC 74-2014）の改訂作業の開始に合意。改訂では、はちみつに関する実施規範も扱う。</p> <p>第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：トルコ、共同議長：英国、オランダ）により規格原案の作成作業が行われる。</p> <p>（結論） 新規作業として承認された。</p>
乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B1 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）の改訂	<p>第 18 回 CCCF において、本実施規範（CXC 45-1997）の改訂作業の開始に合意。改訂では、アフラトキシン B1 の新たな管理措置に、飼料作物、サイレージ、乾草、油糧種子、豆類・マメ科作物に関する措置が追加されるが、既存の文書との重複を避けることとなっている。</p> <p>第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：カナダ、共同議長：サウジアラビア）により規格原案の作成作業が行われる。</p> <p>（結論） 新規作業として承認された。</p>
食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定	<p>第 18 回 CCCF において、食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の新規作業を開始すること、新規作業承認のため、第 48 回総会にプロジェクトドキュメントを送付することについて合意された。</p> <p>第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：中国、共同議長：サウジアラビア）により規格原案の作成作業が行われる。</p> <p>（結論） 新規作業として承認された。</p>
CCPR	
JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと	<p>第 56 回 CCPR において提案された、2026 年に JMPR が評価（新規農薬、新規用途、定期的再評価）</p>

優先リスト	<p>を行うべき農薬の優先リストの承認を諮るもの。</p> <p>(結論)</p> <p>承認された。</p>
CCASIA	
海苔製品のアジア地域規格（CXS 323R-2017）の国際規格への変更	<p>第 23 回 CCASIA に韓国から提案され、第 48 回総会に対し、合意されたプロジェクトドキュメントを送付するとともに、国際規格化の作業を進めるにあたり適切な部会を決定することや必要に応じて EWG の設置を要請することに合意した。</p> <p>また、アジア地域加盟国からの要請を踏まえて、CCCF に対し、海苔製品を含めた海藻における重金属の ML を設定することを検討することを勧告することに合意した。</p> <p>第 89 回執行委員会においては、アジア地域のメンバーから、本作業は CCASIA で適切に議論され、正式な手続を踏んだ上で提案されたものであること、現在のスコープを維持したまま作業を進めるべきであることを主張したが、ヨーロッパ地域のメンバーからは、海苔製品に加えて他の種類の海藻由来製品も含める観点から、CCFFP で規格の名称の変更やスコープの拡大等についてさらに検討されるべきであることが主張された。結果、執行委員会は総会に、①地域規格の国際規格への変更作業を承認すること、②この作業を CCFFP に付託すること、③CCFFP はグローバルニーズに対応するために現在のスコープで十分かどうか検討し、必要があれば総会に戻すことを勧告することとされた。</p> <p>今次総会では、上記執行委員会からの勧告を踏まえ、新規作業の承認について議論が行われた。日本、タイ、中国、シンガポールといったアジア諸国からは、本作業は遅滞なく進めるべきであること、本提案はコーデックスの然るべき手続を踏んだものであり、スコープは現行のまま維持されるべき</p>

	<p>であること、スコープの拡大を検討するのであれば別の新規作業として提案されるべきであることを主張し、当該主張は米国、英国、UAE からも支持を得た。一方、ノルウェー、EU から、CCFFP でスコープの拡大について議論すべきである旨が主張された。コーデックス事務局は、新規作業が承認されると、当該地域規格はステップ 3 に入り、加盟国及びオブザーバーは回付文書（CL）を通じて、内容やスコープを含むあらゆる側面について意見を提出可能である、これらの意見は、この作業を担当する部会で検討され、必要に応じてスコープ変更については総会に報告され、総会で検討されるとの説明があった。</p> <p>(結論)</p> <p>今次総会は、以下の結論に合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 新規作業として承認し、CCFFP で作業することを要請する。 ii. ステップ 3 に入り、CCFFP で検討するために CL による意見照会を行うことができることに留意する。 iii. スコープを変更する必要がある場合には、CCFFP は検討と承認のために総会に報告する。 iv. この作業は適時に (in a timely manner) 実施されるよう奨励する。
加盟国	
<p>UAE : 加熱殺菌されたラクダ乳規格</p>	<p>第 47 回総会は、アラブ首長国連邦 (UAE) が関心国と提出したラクダ乳の規格策定に関する新規作業提案に関し、ラクダ乳に関する新規作業の必要性及び可能な範囲について加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うことができるよう、UAE と乳・乳製品部会 (CCMMP) のホスト国である NZ に対し、既存のコーデックス文書とのギャップ分析を実施し、新規作業提案をさらに検討するため、協力して作業を行うよう勧告した。</p> <p>第 88 回執行委員会では、近東地域の執行委員会</p>

メンバー（イラン）のアドバイザーとして出席していた UAE から、NZ、IDF、コーデックス事務局と共同で、討議文書及びプロジェクトドキュメントの見直しとコーデックスの関連文書のギャップ分析を行ったこと等の説明があった。

今次総会では、第 89 回執行委員会のクリティカルレビューの結果及び CL による意見照会のコメントを踏まえて、新規作業の承認について検討が行われた。本新規作業の提案国である UAE に続き、ラクダ乳が広く生産・流通される近東・アフリカ・アジア諸国（オマーン、サウジアラビア、カタール、バーレーン、カザフスタン、トルコ、エジプト、リビア、ナイジェリア、ザンビア、ガンビア、中国等）から、本作業に対する幅広い支持が表明され、CCMMP のホスト国である NZ から作業開始に対する支持が表明された。一方、米国からは、ラクダ乳という種固有の規格を作成する必要性に対して疑問が提示され、スコープを加熱殺菌された液体ラクダ乳に限定し、パウダー等に広げるべきではないとの見解が示された。IDF から同様に、種固有の規格の必要性に対する疑問と、作業が承認された場合には対象範囲は狭く明確に定義されるべきであり、既存のコーデックス文書を改訂すべきではない、 β -ラクトグロブリンの有無に関する基準が含まれる場合、CCMAS に相談すべき、との主張が行われた。CCMAS 議長からは、新規作業が承認されれば協力する用意があること、規格に必要となる分析方法を検討・開発するため、早い段階から分析の専門家が関与することが重要だとのコメントがあった。これに対し、コーデックス事務局からは、スコープの定義に当たっては加熱殺菌と超高温殺菌（UHT）の定義が含まれている乳・乳製品に関する衛生実施規範（CXC 57-2004）を活用できること、規格に含まれる全ての分析法については分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）に収

	<p>載される前に CCMAS による承認を必要とすることが説明された。</p> <p>(結論)</p> <p>今次総会は、以下の結論に合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 加熱殺菌された液体ラクダ乳の個別食品規格を策定する新規作業を承認する。なお、この作業は、コーデックス手続マニュアルのセクション 2.6「コーデックス個別食品規格の様式」に従うこと、CCFICS（食品輸出入検査・認証制度部会）で現在策定中の食品偽装の防止及び管理に関するガイドラインを含む関連するコーデックス文書を相互に参照することに留意する。 ii. CCMMP を Working by correspondence として再開し、必要に応じて本作業を行うための EWG を立ち上げる柔軟性を持たせ、下記の作業を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> a. 加熱殺菌された液体ラクダ乳の個別食品規格を作成する。 b. 品質パラメータに関する規定の実施を支援するための分析方法の特定・開発について CCMAS と協議する。 c. CCMMP の 3 会合以内に作業を完了する。
<p>EU: 新たな食料源と生産システム (NFPS) のリスク分析の原則</p>	<p>EU から、新規技術等の活用により新たに食用となったものなどの新興リスクに関する新規作業として、「新たな食料源と生産システム (NFPS) のリスク分析の原則」の策定が提案された。EU が提出しているプロジェクトドキュメント等においては、新たな食料 (“new foods”)、新たな食料源 (“new food sources”)、新たな食料生産システム (“new production systems”) 等の用語の定義づけを行った上で、NFPS におけるリスク分析の 3 要素 (リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション) の原則について提示し、これらの原則の導入方法等を作成する作業提案であった。</p>

今次総会では、執行委員会からの勧告を踏まえて、新規作業開始の是非については議論せず、提案内容の見直しのために、各国から総論的な意見が集められた。

日本からは、コーデックスの既存文書のギャップ分析が重要であること、NFPS の定義策定には慎重な検討が必要（ある国や地域で新規とみなされるが、別の地域では新規でない食品を NFPS に分類しないよう細心の注意を払うべき）であること、各国の経験に加えて科学的情報も考慮すべきであること、現在コーデックスで進んでいる NFPS に関する議論も考慮することが重要であること等を発言した。米国をはじめ多くの国からもギャップ分析の必要性が指摘され、マレーシアやパナマ等は同様に定義策定における地域性の考慮の重要性を強調した。その他、米国やブラジル等からは作業範囲が広すぎることで、シンガポールや韓国等からは現在コーデックスの枠組みで検討が進んでいる NFPS に関する議論（例：CCFA における細胞培養食品製造で使用される細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン策定のための新規作業提案）を考慮することが重要で、本作業がこれらの他の作業を妨げたり遅延させたりすべきではないこと、カナダやシンガポール等からは倫理的・社会経済的側面といった要素はコーデックスの範囲外とみなされるため NFPS に関するコーデックス作業に含めるべきではないこと等、様々な意見が出された。

また、NFPS に関する新たな業務提案は現在のコーデックスの作業方法で十分対応可能であるという第 46 回総会（2023 年）の結論も再確認された。

（結論）

今次総会は、以下の結論に合意した。

- i. NFPS への関心に留意し、特に作業範囲と NFPS の定義といった点を含め、当該新規作

	<p>業提案の見直しの必要性を強調する。</p> <p>ii. 重複や不整合を避けるため、既存のコーデックス文書における NFPS のリスク分析に関する不足部分を明確に特定するために、ギャップ分析を実施し、加盟国の経験を募るべきであることを留意する。</p> <p>iii. EU に対し、第 89 回執行委員会及び今次総会でのコメントを考慮して、新規作業提案の改訂を要請する。</p> <p>iv. 包摂的アプローチに沿って、コーデックス事務局に対し、新規作業提案のさらなる検討を促進するため、改訂された新規作業提案を受領し次第、加盟国及びオブザーバーからの意見を求める CL の発行を要請する。</p> <p>v. 本新規作業提案のさらなる検討が、コーデックス部会における他の NFPS に関する作業の検討を遅延させるべきではないことを強調する。</p>
--	---

議題 6. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

（概要）

コーデックス事務局から、以下の事項についての説明があった。

- ・ GSEFA におけるアドバンテーム（INS 969）の使用に関する誤った注記（注 68、注 478）を修正。
- ・ 第 47 回総会（2024 年）以降に、5 規格及び 1 ガイドライン¹⁵について訂正。訂正済みの文書は、正誤表付きで再公表。
- ・ FAO 出版基準との整合性と透明性向上のため、全ての既存規格及び関連文書について編集上の見直しを行い、第 48 回総会採択分から新しいレイアウトで FAO ナレッジポジトリにおいて再出版する予定。

（結論）

今次総会は以下を行った。

¹⁵ 小麦及びデュラム小麦の規格（CXS 199-1995）、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）、非発酵性大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）、缶詰ラズベリーの規格（CXS 60-1981）、茹でた又は乾燥した塩漬けアンチョビの規格（CXS 236-2003）及び CCAFRICA 地域における調和のとれた食品安全に関する法制定に係るガイドライン（CXG 98-2022）

- ・ GSFA の誤った注記の修正案の採択。
- ・ 6 つの既存規格の訂正の確認。
- ・ FAO 出版基準への整合化を進める方針の確認。

議題 7. コーデックス部会から総会への付託事項

議題 7.1. 一般問題部会・個別食品部会

キムチ規格 (CXS 223-2001) の修正提案

(概要)

第 47 回総会 (2024 年) の合意事項を踏まえ、韓国が再度当該規格の修正提案を提出。提案内容は、当該規格の「2.1 章 製品の定義」中のキムチ製造に使用する白菜の名称について、現在の貿易や科学的な文献において使用されている品種群と整合をとるため、また、食品及び飼料の分類 (CXA 4-1989) 中の品目コード (VB 0467) との一貫性を確保するため、「Chinese cabbage」に加え、「napa cabbage」及び「kimchi cabbage」を併記する等の修正を行うもの。

なお、当該修正内容の性質について、コーデックス事務局は、CCPFV (休会中) のホスト国である米国に相談し、「amendment」とみなされるとしている。

第 89 回執行委員会のクリティカルレビューにおいては、修正に必要な手続はすべて整ったことから、本規格の修正を今次総会において認めるべきであることを総会に勧告した。当該クリティカルレビューの結果及び CL による意見照会のコメントを踏まえて、修正案の検討が行われた。

(議論)

韓国より、第 89 回執行委員会における議論の後、中国との間で再度議論した結果を踏まえた再修正案が連名で示された。

この再修正案に対し、アジア諸国 (タイ、マレーシア、インド、シンガポール) 及び米国から、広範な支持が表明された。

(結論)

キムチ規格を下記のように修正することが合意された。

a) prepared from varieties of Chinese cabbage (**type Pe-tsai**), Brassica **rapa L. subsp. pekinensis Rupr-(Lour.) Hanelt., also known as kimchi cabbage and napa cabbage ;**

魚類・水産製品部会 (CCFFP) に関する事項

(概要)

第 47 回総会において、CCFFP ホスト国であるノルウェーから、CCFFP を休会せずに活動中のままとすることが提案され、議論の結果、既存の規格の見直しや海藻に関する規格策定等の新規作業が提案される可能性があることから、CCFFP の休会を延期するこ

とに合意した。また、関心国はあらゆる新規作業提案を提出可能であることを確認した。

コーデックス事務局とノルウェーが、CCFFP の所管する魚類・水産製品に関する 24 規格（うち 15 規格が 30 年以上前に策定されたもの）の様式を点検した結果、18 規格がコーデックス手順マニュアル 2.6 章「個別食品規格の様式」に整合していないことが確認された。特に「汚染物質」、「衛生」、「重量及び測定方法」、「分析・サンプリング法」の各条項において、形式や内容の不整合がみられたほか、魚種の分類や最近策定されたコーデックス規格との関連性についても更新が必要な箇所があることが確認された。

今次総会では、これらの点検結果、魚類・水産製品規格に関する一般問題部会からの技術的照会に対応する必要性及び議題 5 において海苔製品の地域規格の国際規格化の作業を CCFFP に付託することが決定されたことを踏まえ、(1) CCFFP を当面、**Working by correspondence** で維持すること、(2) CCFFP に以下の ToR（付託事項）を付託することについて検討が行われた。

- i. 海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）の国際規格への変更の作業
- ii. 他の海藻や水産物に関する新規作業の検討
- iii. コーデックス手順マニュアルに従い、活及び生鮮二枚貝の規格（CXS 292-2008）のセクション 5 中の海洋生物の毒素の ML（最大基準値）に関する記載を、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（CXS 193-1995）への一般的な参照に置き換える作業
- iv. フォーマット、分類学、最新のコーデックス文書との整合性の観点で、魚類及び水産物に関する規格が最新の状態に保たれていることの確認
- v. 必要に応じて、水産物に関連する他の委員会からの特定の質問に回答すること

（議論）

CCFFP の議長国であるノルウェーから、既存規格の使用状況についての調査を行うことについて、明示的に ToR の中に含めるべきかどうかについての質問があった。これに対し、議長からは、水産物に関する規格の見直し作業の中で具体的にどのような手順を踏むかどうかは、CCFFP の判断に委ねられる旨回答があった。

日本から、**Working by correspondence** という作業形態で行われるため、限られたリソースを有効に活用する観点から、第 34 回 CCGP の勧告事項（後述）に従い、優先順位や作業項目、スケジュールを明確にする必要性を強調した。また、デンマークから、魚類・水産製品に係る全ての規格の見直しを行うのは膨大な作業であり、これに要するタイムフレームを設定する必要性について提起された。これに対し、コーデックス事務局からは、本見直し作業は、分類が他のコーデックス規格と整合しているかどうかを確認する等の軽微な作業が中心であり、見直し作業の結果、より実質的な修正が必要であると認められた場合には、必要に応じて総会において新規作業として承認を受けた上で、作業に必要なタイムフレームを設定することも考えられるとの回答があった。

(結論)

今次総会は、CCFFP の 2~3 回の会合内で以下の付託事項を実施し、必要に応じて EWG を設定する柔軟性をもって、Working by correspondence の形で作業を継続することに合意した。

- i. 海苔製品の地域規格 (CXS 323R-2017) の国際規格への変更の作業
- ii. 他の海藻や水産物に関する新規作業の検討
- iii. コーデックス手順マニュアルに従い、活及び生鮮二枚貝の規格 (CXS 292-2008) のセクション 5 中の海洋生物の毒素の ML (最大基準値) に関する記載を、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (CXS 193-1995、GSCTFF) への一般的な参照に置き換える作業
- iv. フォーマット、分類学、最新のコーデックス文書との整合性の観点で、魚類及び水産物に関する規格が最新の状態に保たれていることの確認
- v. 必要に応じて、水産物に関連する他の委員会からの特定の質問に回答すること

残留農薬部会 (CCPR) と食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の合同 EWG

(概要)

第 44 回総会 (2021 年) において設置された両部会の合同 EWG は、農薬及び動物用医薬品の双方に使用される物質の MRL の調和を目的としており、JECFA、JMPR 及びコーデックス事務局の支援により活動中。これまでに用語の定義、対象物質リスト、MRL の分析等を実施。

合同 EWG の議長 (米国) 及び共同議長 (ブラジル、NZ) は、作業の効率化を図るため、i) 合同 EWG のバーチャル会議を開催し、技術的な課題を議論し、ii) その後、CCPR と CCRVDF の合同バーチャル会合を開催し、総会への勧告を最終化すること、という二段階の戦略を提案していた。第 89 回執行委員会は、透明性と効率性確保の観点からこれを支持し、総会に承認を勧告した。今次総会では、この提案について、検討が行われた。

(議論)

コーデックス事務局から、加盟国及びオブザーバーによる作業文書及び関連情報へのアクセス改善のため、CCPR/CCRVDF 合同作業専用ウェブページが開発中であること、単独の監督部会が存在しないため総会が合同 EWG の作業を監視すること、コーデックス事務局、CCPR 事務局及び CCRVDF 事務局、並びに CCPR 議長、CCRVDF 議長及び合同 EWG 議長が明確かつ適切な時期の運営と情報伝達のためにスケジュールについて緊密に連携すること、本プロセスは新たな試みでありつつも可能な限りコーデックス手順規則に準拠し、透明性と包括性を追求すること、総会が本作業に関する勧告や決定を行う機関であることが説明された。

CCRVDF 及び合同 EWG の議長である米国は、CCPR と CCRVDF の合同作業と、合同 EWG のバーチャル会議や両部会の合同バーチャル会合といったメカニズムの活用を支

持した。NZ が合同 EWG 副議長を辞退する旨が共有されたが、ブラジルは引き続き副議長を務める意向を示した。

(結論)

今次総会は、以下に合意した。

- i. 現 ToR に沿って、合同 EWG において、バーチャル会議を開催した後、CCPR と CCRVDF の合同バーチャル会合を開催する提案を承認する。
- ii. CCPR 及び CCRVDF が、合同 EWG の付託事項の範囲内における課題の議論と解決を促進するこの手法を支持していることに留意する。
- iii. 合同 EWG に対し、CCPR と CCRVDF の合同バーチャル会合の議題案を作成し、総会に承認を諮るよう要請する。
- iv. 合同 EWG の議長を米国が、共同議長をブラジルが引き続き務める意向を再確認する。
- v. NZ が共同議長を務めることができなくなったことに留意し、同国の合同 EWG への貢献に対し謝意を表明する。

JMPR 及び科学的助言の提供

(概要)

第 56 回 CCPR の開催に際し、JMPR において、ばく露量推定に関して JMPR 内の議論が混乱し、意見の相違が解消されなかったこと等の原因で、2024 年 JMPR 報告書の公表の遅れ、第 56 回 CCPR の日程に影響を与えたことの懸念を受けて、本議題で議論されることとなった。

第 89 回執行委員会は、コーデックス規格及び関連文書に科学的根拠を提供するための作業を支える十分なリソースの重要性と具体的行動の必要性を認識し、今次総会が、JMPR を含むコーデックスへの全ての科学的助言に対する十分なリソースの必要性を強調することを勧告した。また、FAO、WHO 及びコーデックス事務局に対し、総会による科学的助言要請の優先順位付けを支援し、加盟国による FAO/WHO 合同科学的助言プログラムへの十分なリソース確保を図る努力を支援するためのさらなる情報提供を奨励した。加えて、科学的助言ニーズに対応するための革新的なアプローチの必要性に留意し、FAO 及び WHO に対し、そのようなアプローチのさらなる検討を奨励した。さらに、JMPR 及び CCPR が直面する具体的な課題に関して、FAO 及び WHO の JMPR 事務局が、バックログ¹⁶に JMPR が対処するためのコスト付き作業計画を策定し、さらに JMPR の科学的助言ニーズを満たすための異なる及び／又は革新的なアプローチを検討するという WHO の提案を歓迎した。

今次総会では、これらを踏まえて、JMPR をはじめとする科学的助言の提供について議

¹⁶ JMPR による評価が予定されているが、予定どおりに評価されず積み残されている化合物の評価案件。

論された。

(議論)

FAO JMPR 事務局は、食品中の残留農薬リスク評価は FAO 植物防疫・生産部門にとって最優先事項の一つであり、JMPR の活動を支援するために通常予算と必要な財政面・専門家のリソース確保に尽力していると述べた。また、残留農薬の堅牢で科学的なリスク評価を確保するために WHO との協力を継続しており、JMPR の効率性と円滑な運営を確保するための標準業務手順書 (SOP) を現在策定中であることを明らかにした。

WHO 代表は、WHO は FAO とは異なり科学的助言への資金提供は任意拠出金に依存しており、最近の組織変更の間も WHO の優先事項であった JMPR を含む科学的助言活動への継続的な支援を確保するために様々な資金提供者と積極的に協力していることを明らかにした。また、WHO は 2026 年に予定されている JMPR 会合 (2025 年 JMPR が 2026 年 1 月に終結し、2026 年 JMPR 会合を年後半に開催する) のための資金を確保したこと、CCPR への適切な時期の科学的助言の提供のために、JMPR 会合スケジュールを安定させるべく尽力することを改めて表明した。

米国をはじめ多くの加盟国が、強固かつ適切な時期の科学的助言と、FAO/WHO の科学的助言プログラム (JMPR のみならず、JECFA、FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA)、FAO/WHO 合同栄養専門家会議 (JEMNU)) への予測可能かつ公平な資金提供の重要性を表明した。日本は、科学的助言プログラムのためのリソース確保を支援する重要性を強調し、FAO、WHO 及びコーデックス事務局に対し、こうした資金提供の維持・強化の根拠と必要性を各国当局に説明するため、支出の詳細や各機関の貢献といった明確な情報の提供を要請した。ブラジルは、残留農薬のコーデックス MRL の適切な時期での策定と採択にとって、JMPR のリスク評価が重要であることを強調し、JMPR/CCPR スケジュールの正常化に関する詳細な説明を求めた。CCCF ホスト国のオランダは、GEMS/Food データベースの改善に向けた複数の提案を行ったが、WHO から資金不足を理由に変更提案が実現不可能との通知を受けたと今次総会に報告し、CCCF の作業に不可欠な効果的なデータ収集及びその後の分析を阻害する重大な問題であると指摘した。

FAO 代表は、課題は財政的リソースのみに限らず、各国からの適切な時期における高品質なデータへのアクセス、専門家及び適切な事務局スタッフの確保にも関連していることを指摘し、コスト付き作業計画は不可欠である一方、その効果は各国による代表的なデータの生成・提出と専門家の確保に依存し、いずれも政府の支援が必要であることを説明した。また、リソース配分に関する決定権は FAO 及び WHO の運営機関に委ねられていることから、加盟国に対し、これらの場で自らのニーズを主張するよう促した。民間からの資金提供は厳格な保護措置の下で検討されるものの、プログラムのリソース課題に完全には対応できないことも付言した。

WHO 代表も同様の見解を示しつつ、加盟国に対し、世界保健総会への科学的助言提供

の持続可能性に関する懸念を表明するよう促した。また、GEMS/Food データベースは WHO にとって予算化されていない優先課題であるものの、今のところ引き続き運用可能でもあり、一方で、科学助言機関は運営形態が異なるため、全てにコスト付き作業計画が必要ではなく、JMPR については、FAO、コーデックス事務局及び CCPR 事務局と連携して、JMPR を正常なスケジュールに戻すべくコスト付き作業計画を作成しており、進捗は第 49 回総会にて情報提供として報告可能であると説明した。

FAO JMPR 事務局は、バックログは以前より減ったものの依然存在しており、この問題に対処し、遅延を軽減し、JMPR から CCPR への科学的助言の適時提供を確保するためには、継続的な共同の取組が不可欠であること、JMPR 報告書の最終化は会議での採択後でなければ不可能であり、技術的・修辭的校正が必要な上に報告書が非常に長く時間を要するため、JMPR 報告書の公表時期短縮には課題があることを補足した。

CCPR スケジュールの正常化に関して、コーデックス事務局は以下のとおり説明した。

- ・ 2025 年 JMPR 会合は 2026 年 1 月末までに終了する予定
- ・ 報告書は 2026 年 4 月又は 5 月までに公表見込み
- ・ このスケジュールでは、第 57 回 CCPR を 2026 年 7 月の第 49 回総会前に開催することは不可能であるため、第 57 回 CCPR は 2026 年後半に開催され、MRL 案は 2027 年 7 月の第 50 回総会で採択される予定

コーデックス事務局は、2026 年 JMPR 会合のスケジュールは依然として協議中であるが、2027 年初頭までに報告書を完成させ、その年の第 50 回総会に先立って第 58 回 CCPR 開催を目指していると説明した。また、JMPR による評価のための優先リストについて、手続上総会の正式承認は必要であるものの、実質的には CCPR 又は JMPR が優先リストに合意することで新たな MRL 策定作業が開始されるため、JMPR が準備作業開始を進めることが可能で、総会の承認待ちにより評価作業開始を妨げるべきではなく、データ提出を含め必要な準備をすることで、2026 年後半に第 57 回 CCPR を開催し、2027 年 7 月に総会から正式承認されても、2027 年後半に予定されている JMPR の評価が遅れることはないと説明した。一方で、プロセスにおける包摂性と透明性の確保の必要性を考慮し、スケジュールに関する最新情報を第 49 回総会で提示できると説明した。

(結論)

今次総会は、以下に合意した。

- i. 科学的根拠に基づくコーデックス規格の適切な時期の策定・採択を担保するため、適切な時期における科学的助言の重要性を強調する。
- ii. 第 89 回執行委員会の勧告を承認する。
- iii. 全ての科学的助言機関への十分なリソースの重要性を再確認する。
- iv. FAO 及び WHO に対し、科学的助言のためのリソース確保に向けた加盟国の取組を支援するため、優先事項及び関連費用に関する十分な情報を加盟国に提供するよう要請する。

- v. 科学的助言への支援は財政的リソースだけでなくデータ及び専門知識へのアクセスも含むことに留意し、加盟国に対し、自国の専門家による科学的助言機関への関与を促進し、科学的助言機関への参加を手助けするとともに、リスク評価の実施及び科学的助言の策定に必要なデータの生成と適切な時期における提出を支援することを奨励する。
- vi. JMPR 報告書の適時性及び公表遅延の回避の重要性、それによる CCPR 会合への影響を認識し、FAO 及び WHO の JMPR 事務局が、バックログに JMPR が対処するためのコスト付き作業計画を第 49 回総会までに策定し、さらに JMPR の科学的助言ニーズを満たすための異なる及び／又は革新的なアプローチを検討するという WHO の提案を歓迎する。
- vii. 今後 2 年間の JMPR 及び CCPR のスケジュールと、FAO 及び WHO の JMPR 事務局がコーデックス事務局及び CCPR 事務局と連携して 2027 年までに JMPR と CCPR のスケジュール正常化に取り組んでいることに留意し、今後の進め方を明確化するため、第 49 回総会での進捗報告を要請する。
- viii. CCPR が 2026 年後半に開催され、総会が 2027 年 7 月に開催される場合、JMPR による評価のための優先リストについて、総会による新規作業の正式承認を待たず、早期の準備作業を可能とすることで、CCPR と JMPR 間の作業の同期化を可能な限り早期に正常化することを想定し得ることを認識して、FAO 及び WHO の JMPR 事務局が、2026 年に第 57 回 CCPR が合意した優先リストを緊密にフォローアップし、2027 年に JMPR による化合物の評価を担保することに留意する。

第 34 回一般原則部会 (CCGP) からの勧告事項

(概要)

以下の 3 点が勧告された。

- (1) バーチャル会議の開催：第 48 回総会に対し、手続マニュアルの改訂や解釈には複雑さや課題があることを認識しつつも、現在の手続や慣行の解釈の明確さと透明性を高める必要性をさらに検討するよう勧告した。ウルグアイが、コートジボワール、エルサルバドル、セネガル、米国と共同で、総会による更なる検討のためにバーチャル会議に関する討議文書を準備する意向があることを確認した。また、CCGP のような全ての加盟国に開かれたフォーラムでの今後の議論において、包摂性が重要であることを確認した。
- (2) CWBC による作業：CWBC の規準及び手続ガイドライン (3.4 章) の適用のレビューの議論において、総会に対し、CWBC に作業を割り当てる際にタスクとタイムフレームの明確な説明を提供するよう勧告した。
- (3) 部会の報告書への定足数の記録：部会の会合において定足数が不足した場合、透明性の観点で報告が重要であることを確認し、この点について総会に注意喚起するよう勧告した。第 88 回執行委員会でもこの問題が議論され、定足数は総会に

としては重要な要素であるが、部会における適用方法は明確ではないことが確認された。結論として、本件はコーデックス戦略計画 2026-2031 のモニタリングの指標の中で、戦略的に取り扱うことに合意した。具体的には、戦略計画 2026-2031 の成果 2.4「コーデックス加盟国は、規格設定プロセス全体を通じて積極的かつ持続的に参加できるようになる」の指標の一つに、「総会及び活動中の部会・特別部会への参加加盟国数」を含めることが提案された。これは、加盟国の参加率が 20%未満（定足数に達していない）の部会を明示することで、透明性を高め、加盟国の関与の低い作業分野を把握できるようにし、また、これにより総会がこの問題について、より幅広く、情報に基づいた議論を進められるようにするものである。

これらの勧告について、コーデックス事務局から総会に以下が提案された。

- (1) バーチャル会議開催に関し、手続マニュアルの現行手続や慣行との整合に関し、解釈・更新の複雑さと課題を認識する。また、今後、ウルグアイ、コートジボワール、エルサルバドル、セネガル、米国が準備中のバーチャル会合に関する検討文書が入手可能になった段階で、総会において改めて検討する。
- (2) CWBC に作業を割り当てる際にタスクとタイムフレームの明確な説明を提供する。
- (3) 部会での定足数欠如に関する報告の透明性を確保する重要性を認識し、コーデックス戦略計画 2026-2031 のモニタリングを活用するアプローチを承認する。また、必要に応じ将来見直すことを検討する。

(議論)

バーチャル会議の開催に関し、コーデックス事務局から、議題 3 において、今次総会がコーデックス手続マニュアル第 3.1 章（部会のホスト国政府のためのガイドライン）パラグラフ 9（会合日程と場所）の変更（“and how”の追記）を採択したことが想起され、この変更は、バーチャル方式への明示的な言及がなくても、会議が異なる形式で開催される可能性があることを認めるものであるとの説明があった。

CWBC による作業に関して、勧告に基づき、今次総会が CCFPP 及び CCMMP へ作業を割り当てる上で考慮されたことが説明された。

(結論)

今次総会は、以下に合意した。

- i. CCGP34 で指摘された課題及びこれらの課題分野における進捗状況の更新情報に留意する。
- ii. CCGP に対し、コーデックス手続マニュアル内のその他の潜在的な不整合を特定し対処するために、無期限休会状態にあった部会を CWBC として再開するという最近

の経験と慣行を踏まえ、コーデックス手続マニュアル第 2.1 章 Part6 パラグラフ 23(b)(ii)の見直し・改訂、そして必要に応じてその他の章の見直しを要請する。

議題 7.2. 地域調整部会

(概要)

第 25 回 CCAFRICA、第 17 回 CCNASWP、第 23 回 CCASIA、第 12 回 CCNE における、総会が留意すべき規格策定以外の主な事項について、各議長から報告が行われた。

注目すべき点は以下のとおり。

- ・ 第 23 回 CCASIA は、日本が議長国として、以下の点を報告した。
 - 基調講演では、地域内外の専門家によるパネルディスカッションを行い、化学的食品安全、アレルギー管理、データ生成、デジタルツールや AI の活用等の重要性が取り上げられた。
 - 過去の進捗と加盟国のニーズを踏まえ、コーデックス戦略計画 2026-2031 の実施を支援するための地域ワークプラン 2026-2027 を策定した。内容には、科学的助言の強化、包括的な基準設定、能力開発、コーデックス基準の可視性向上等が含まれ、特に優先的に取り組む活動も特定された。
 - コミュニケーション計画 2025-2027 を策定し、情報発信をさらに強化していくことになった。
 - CCASIA では地域規格に対する関心が高く、複数の新規作業提案が検討中。新規作業提案の修正のため、コーデックス事務局が策定中の新規作業提案の実践的ガイダンスの必要性が強調された。
 - CCASIA では、包摂性、協力、合意形成、透明性というコーデックス・コアバリューにふさわしい、活発で建設的な議論が行われた。今後も地域として緊密に連携していくことを期待。
- ・ 第 25 回 CCAFRICA において、当該地域あるいはその他の国際機関による当該地域に関する関心事項を共有する議題を次回会合から含めることに合意したことが報告された。これに関し、本議題の議事進行を務めた副議長 (UAE) から、第 88 回執行委員会は、第 48 回総会に対し、地域調整部会の議題に「地域・国際機関からの地域の関心事項」を含めることを勧告したこと、この議題は、コーデックス戦略目標 3 「関連する国際機関との関係を強化し、地球規模の課題に対処するための調和したアプローチを推進する」にも貢献することが確認されたことが紹介された。
- ・ 地域でのコーデックス活動を推進した各地域調整国の重要な貢献に感謝が表明された。また、今次総会でフィジーとウガンダの任期が終了するにあたり、両国のリーダーシップと貢献が称えられた。
- ・ 第 12 回 CCNE において、近東地域で生産されるオリーブ油に既存の基準値が適切かどうかを確認するため、科学的データを収集・分析することがシリアから提案されたこと、この取組は地域の特性のコーデックス規格への反映と、規格の信頼性や質

易円滑化に資するものとして歓迎され、油類部会（CCFO）との継続的な連携の必要性が強調されたことが報告された。これに関し、総会副議長から、本件は 2026 年 2 月に開催予定の第 29 回 CCFO で議論されるのが適切との説明があった。

（結論）

今次総会は、各地域調整部会からの情報を確認し、地域調整部会の議題に「地域・国際機関からの地域の関心事項」を追加する修正を承認した。

議題 8. コーデックス戦略計画 2026-2031：モニタリングフレームワーク

（概要）

第 47 回総会（2024 年）においてコーデックス戦略計画 2026-2031 が採択された後、執行委員会において、戦略計画の進捗状況を測定するためのモニタリングフレームワークの検討が行われてきた。

第 88 回執行委員会では、コーデックス事務局から、各成果に対する指標、根拠、検証手段、及びベースラインで構成されるフレームワーク案が示された。議論の結果、24 指標を 10 以上のデータソースを用いて定量的に、補完的なナラティブ（定性的説明）を組み合わせて、測定する内容に修正された。

第 89 回執行委員会に先立ち作業部会が開催され、加盟国・オブザーバーへの意見照会のコメントを踏まえて、さらに検討が行われた。指標を精査して重複や負担の大きい項目を整理し、必要に応じてナラティブ指標へ転換すること、検証手段を明確化すること、可能な指標には 2023 年をベースラインとして設定すること、科学的助言に関する指標は FAO・WHO と連携して追跡メカニズムを構築する形に見直すこと、参加・能力構築は既存情報を活用する形に見直すこと、国際機関との連携を強化する指標を新たに導入すること等の修正が行われた。また、コーデックス事務局から、新しいフレームワークは 2026-2027 年に試行され、再評価を行うことが提案された。

第 89 回執行委員会では、事前作業部会で検討された修正案に特に異論は出ず、総会に採択を勧告することに合意した。

（議論）

冒頭、議長は、これまで執行委員会が行ってきた検討と、加盟国・オブザーバーから提出されたコメントが事前作業部会で整理されたことに言及し、加盟国に対し、これらの作業を踏まえて執行委員会から提案されたモニタリングフレームワークを前向きに検討するよう求めた。また、フレームワークは最初の 2 年間の実施後に見直し可能であると述べた。

米国、ウガンダ、EU 加盟国をはじめ多くの加盟国が執行委員会とコーデックス事務局による作業を評価し、モニタリングフレームワークの採択を支持した。また、以下のコメ

ントが出された。

- ・ 執行委員会とコーデックス事務局が進めた作業が、包摂的で幅広い参加を得たプロセスであることを評価。(ベニン、ドミニカ共和国)
- ・ 地域調整部会は、地域ワークプランにコーデックス戦略計画 2026-2031 の目標と成果を適切に反映させる必要。(ベニン)
- ・ 進捗を正確に測定するためには、すべての指標に対してベースラインと目標値を設定することが重要。(エルサルバドル)
- ・ いくつかの指標については、より”SMART” (具体的・測定可能・達成可能・関連性・期限付き) なものに見直す必要。(セネガル)
- ・ このモニタリングフレームワークは出発点。2年間の実施後に見直すべき。(ブラジル、シンガポール、ウルグアイ、チリ)
- ・ 定量指標だけでは不十分。ナラティブによる補足が重要。(ブラジル、サウジアラビア、ロシア)
- ・ コデックスの業務効率を高めるため、AIを含む最新技術の活用を支持。(パナマ、ペルー)
- ・ コデックス規格の迅速な公表は利用拡大と認知向上に不可欠。(中国)

WTO/SPS 委員会事務局から、以下の発言があった。

- ・ SPS 委員会は、コーデックスを含む国際基準設定機関との協力強化のため、モニタリングのプロセスを見直している。これは指標 4.3.1 「加盟国によるコーデックス文書の利用度」に関連する。
- ・ 本年、SPS 委員会では「透明性ワーキンググループ」を設置し、加盟国の通報内容や通報様式の見直しを検討中。加盟国にこの作業への参加と意見提出をお願いしたい。

オブザーバーの IBFAN (乳児用食品国際行動ネットワーク) からは、コーデックスの消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保という二つの目的を理解しているが、戦略計画では引き続き消費者の安全と脆弱な集団の保護を優先すべき、また、緊急を理由に超加工ベビーフードの新市場創出が行われるべきではないとの発言があった。CGF (コンシューマー・グッズ・フォーラム) からは、戦略目標 3 (国際機関との連携強化) を評価する、国際 NGO も基準の実施状況をモニタリングするためのデータ提供などで貢献できるとの発言があった。

コーデックス事務局から、戦略計画の進捗報告は 2 年毎に作成され、戦略計画 2020-2025 の最終報告は 2026 年に公表予定であり、これは戦略計画 2026-2031 の 2 年毎のレビューに活用される、2020-2025 から継続される指標にはベースラインがあるが、新規指標は今後ベースラインを設定していく、新規指標にはナラティブも提供される旨説明があった。また、加盟国に対し、SPS 委員会で進行中の透明性・通報制度の見直しに積極

的に関与するよう改めて奨励した。

(結論)

今次総会は、以下の結論に合意した。

- ・ 第 47 回総会以降、コーデックス戦略計画 2026-2031 のモニタリングフレームワーク案について実施されてきた作業を確認した。
- ・ 提供された追加コメントを認識し、第 89 回執行委員会が提案したモニタリングフレームワークを採択することに合意した。但し、初期データが利用可能となり、フレームワークの運用経験が得られた 2 年後には、この枠組みを見直す可能性があることを確認した。
- ・ コーデックス事務局に対し、コーデックス戦略計画 2026-2031 とそのモニタリングフレームを公表・普及するよう、また、全部会に周知するよう要請した。また、地域調整部会に対し、それぞれの地域ワークプランにコーデックス戦略計画 2026-2031 の目標と成果を反映させるよう要請した。
- ・ 加盟国に対し、WTO/SPS 委員会における透明性と通報制度の見直しに関する継続的な議論に参加するよう奨励した。これにより、加盟国によるコーデックス規格やその他の国際基準の利用に関する情報の改善に寄与する可能性がある。

議題 9. コーデックスの予算及び財政に関する事項

(経緯)

コーデックス委員会の次期 2 年間 (2026~2027 年) の予算案は、通常ならコーデックス事務局から第 47 回総会 (2024 年) で提示されるどころ、第 47 回総会で提示されなかったこと等から、執行委員会メンバーからの要請を踏まえて、第 88 回執行委員会において、例外的に議論されることになった。

コーデックス事務局長から、予算及び財政に関する最新情報が提供されるとともに、以下の説明があった。

- ・ 第 44 回 FAO 総会 (2025 年 6~7 月) において様々な地域の加盟国からコーデックスに対する支持が表明された。加盟国に感謝。
- ・ 提供した最新情報は、要請された情報に対する最初の回答を提供することを目的としている。必要に応じてさらに説明を行う用意がある。
- ・ カナダ及び豪州からの追加拠出による、食品・飼料分類と農薬の残留基準のデータベースの作業の支援に感謝。

このほか、FAO から、第 44 回 FAO 総会において FAO 事務局長の提案予算案が承認され、本年 12 月の FAO 理事会において、予算の調整が行われる予定だが、調整の詳細はまだわからない旨、WHO から、現在 WHO 全体にわたる大規模な組織再編と予算削減が進められているが、コーデックスに関連する規範的作業は引き続き WHO の優先事項で

あり、WHO の中核機能に明確に組み込まれている、また、過去数年と同様に今後 2 年間（2026～2027 年）においても、食品安全と栄養に関する科学的助言提供作業は、引き続き任意拠出に大きく依存する見込みである旨、説明があった。

議論の時間が十分確保できなかったこと等から、第 88 回執行委員会は、コーデックス事務局に対し、財政に関する作業文書は第 89 回執行委員会の遅くとも 2 か月前までには公表するとともに、追加資金の優先順位に関する最新情報や、加盟国から要請されたその他の関連情報を可能な限り含めるよう要請した。

第 89 回執行委員会及び今次総会で議論される財政・予算に関する資料では、以下が報告された。

- ・ 2024-2025 年の支出状況（予算約 887.5 万 USD のうち 2025 年 7 月末時点で 83.9% 執行済、年内に全額執行見込み）
- ・ 2026-2027 年の予算案（約 937.5 万 USD）のうち、FAO の拠出は 762.5 万 USD と前期から 50 万 USD 増額し、WHO は 175 万 USD を維持。FAO の増額分は、2025 年 12 月に開催される FAO 理事会による承認を受ける予定。
- ・ 支出は主に、会議運営（65.9%）、規格・文書の最終化（発行）（17.9%）、効果的かつ効率的な参加及び規格策定の支援（8.7%）、他機関との連携及びコーデックス文書の使用及び影響調査に関する費用（7.5%）に配分。
- ・ 各国からの拠出（予算外）は、①韓国からの拠出金事業（コーデックスの薬剤耐性（AMR）関連文書の実施支援事業を通じたコーデックス文書の使用と影響に関する調査の支援）、②日本をはじめ、韓国、シンガポールからのコーデックス事務局への派遣、③カナダ及び豪州からの追加拠出による、食品・飼料分類と農薬の残留基準のデータベースの作業の支援。
- ・ 追加予算が必要な事項（現行予算案には未計上又は不足）として、①コーデックス規格のデータベースの整備（一時費用 40 万 USD、1 名のスタッフ雇用費用を含め継続費用 50 万 USD（2 年間））、②未翻訳文書の翻訳（一時費用 40 万 USD、継続費用 10 万 USD（2 年間））、③コーデックス文書へのアクセス改善（一時費用 100 万 USD、継続費用 10 万 USD（2 年間））、④コーデックス文書の使用及び影響に関する調査（1 名のスタッフ雇用費用を含め 52 万 USD（2 年間））、⑤活動中の部会数や既存部会における活動量の増加に対応するためのスタッフ増員（2 名のスタッフ雇用費用を含め 78 万 USD（2 年間））がある。

上記を踏まえ、第 89 回執行委員会では、以下が検討された。

- ・ 2024-2025 年の支出報告、2026-2027 年の予算案及び追加予算が必要な事項を確認。
- ・ 総会の優先事項に従って、コーデックスの作業プログラムの実施を支援するために、リソースの配分において柔軟なアプローチを継続する必要性を確認。
- ・ 重要な作業分野に取り組むため、追加の、安定的な資金確保の必要性を確認。

- ・ 加盟国に対し、FAO 及び WHO の政府代表者にコーデックス作業プログラムへの適切な資金提供への支持を求めるよう奨励。
- ・ 日本、韓国、シンガポール、カナダ、豪州からの予算外の拠出による貢献を認識。
- ・ 加盟国に対し、追加予算が必要な事項のため、予算外の拠出による貢献を推奨。

執行委員会メンバーからは、厳しい財政状況を踏まえ、コーデックスの活動は必要性和優先度の高い分野に資源を集中すべきとの意見が多く示された。特にコーデックスの中核的成果である各種データベースの整備は追加予算に依存せず優先的に進める必要があること、AI 等の新技術を活用した業務の効率化や翻訳の改善、予算案の透明性向上と情報提供の早期化、能力開発活動との整理・連携の重要性が指摘されるとともに、執行委員会は個別費用の精査よりも中期的な戦略的優先事項とその進捗に重点を置くべきとの意見が示された。

議論を踏まえ、第 89 回執行委員会は、以下の結論に合意した。

- ・ コーデックス事務局から提供された情報及び詳細な作業文書に感謝。
- ・ 今後、財務報告書は、総会の提案する作業計画に係る支出見積の検討において、執行委員会の役割を支援する分野により焦点を当てることが可能であることを確認。
- ・ リソースの配分における柔軟なアプローチの継続と、支出の推移に関する詳細な説明の必要性を確認。
- ・ 作業計画の優先的な焦点は、コーデックス会議及び規格策定作業への支援、コーデックス規格及び関連文書や出版物の発行であることに合意。
- ・ 追加的なリソースが以下の分野に使用されることを勧告。
 - 食品添加物、残留農薬、動物用医薬品残留物に関する現行データベースの更新
 - 分析・サンプリング法及び汚染物質に関する新たなデータベースの開発
 - 再開予定の部会への支援
- ・ コーデックス事務局に対し、手続マニュアルの隔年発行や効率性向上のための新技術（AI）活用の更なる検討等、コスト削減可能分野を特定するよう奨励。
- ・ 一部の加盟国による任意拠出に感謝。他の加盟国に対し、作業計画を支援するメカニズムについてコーデックス事務局と協議するよう奨励。

（議論）

コーデックス事務局は、この文書は近年、加盟国の要請に応じて進化し、予算・財務情報を提供し、作業計画や優先順位付けを支援するツールとして機能していると述べ、2024-2025 年度の FAO・WHO からの拠出金を全額受領済みであること、FAO から 2026-2027 年度に追加で 50 万 USD の拠出予定（第 179 回 FAO 理事会で承認待ち）であることを報告した。また、韓国、日本、シンガポール、カナダ、豪州、各部会のホスト国事務局からの追加拠出に感謝を述べた。このほか、追加資金はコーデックス規格の 6 言語での迅速な公開・アクセス性向上（デジタルツール・翻訳強化）、新規規格・ガイドライン等

の総会優先事項への対応（事務局サポート）に当てることを提案し、2026-2027 作業計画では予算の 80%以上が規格策定の中核業務に充当するとした。

これに対し、加盟国（日本、ブラジル、デンマーク（EU）、カナダ、米国、ホンジュラス、豪州）からは、各国概ね同様の見解で、以下のような意見が述べられた。

- ・ 複数加盟国は FAO・WHO への感謝、FAO の拠出増加を評価、WHO の現状維持も評価し、関係加盟国の追加拠出に感謝を述べた。
- ・ 我が国からは、FAO の通常予算への拠出増加及び WHO の拠出額維持に謝意を表するとともに、第 89 回執行委員会の結論を支持する発言を行った。加えて、限られた予算をコーデックスの中核機能である国際食品規格策定に重点的に配分し、明確な優先順位を付けて作業を進めること、規格策定を支える関連データベースの維持・改善、及び AI などの新技術の適切な活用も含む柔軟かつ革新的なアプローチの重要性を訴えるとともに、任意拠出の継続可能性も含め、コーデックスの国際規格策定作業を引き続き支援していく旨述べた。
- ・ 第 47 回総会での予算・財務事項に関する結論は依然として有効。第 89 回執行委員会の結論を支持し、コーデックスの中核機能（規格設定、食品添加物・農薬残留・動物用医薬品・分析法・食品中汚染物質のデータベース更新・開発）への資源配分を確認。
- ・ 2026-2027 年度にデータベース関連業務を進めるよう事務局に要請。
- ・ 予算の透明性向上、予算事項の議論の進化、コーデックス戦略優先事項に沿った作業計画の策定を評価。
- ・ 柔軟かつ戦略的な財務管理の必要性を強調（優先事項に応じた配分、不要な事務的複雑性の回避）。
- ・ 新データベース開発など重要業務は通常予算から確保すべき。
- ・ FAO による 50 万 USD の増額を歓迎する一方、未資金化の優先事項を全て実施するには不足している。
- ・ FAO・WHO からの持続的かつ予測可能な資金供給の必要性を指摘。
- ・ コーデックス業務の科学的根拠を提供する FAO/WHO 科学助言プログラムへの十分な資金確保の必要性。
- ・ FAO 総会の提言に沿い、追加資金はコーデックスを含む科学助言機関に公平に配分すべき。
- ・ WHO への任意拠出を奨励し、コーデックスに科学助言を提供するための活動を支援すべき。

（結論）

今次総会は以下の結論に合意した。

- i. 2024-2025 年度のコーデックス予算進捗報告、2026-2027 年度の予算案、追加予算要

件を確認。

- ii. 第 89 回執行委員会の勧告を承認し、2026-2027 年度の作業優先事項を確認。
- iii. FAO・WHO の拠出に感謝、FAO による 50 万 USD の追加配分を評価。
- iv. FAO による追加拠出の議論を踏まえ、加盟国に対し FAO の統治機関で科学助言機関への公平な配分を働きかけるよう奨励。
- v. WHO に対し科学助言への十分な資金提供を奨励。

議題 10. FAO 及び WHO から提起された事項

FAO 及び WHO から、コーデックスに関連する最近の活動について、作業文書に記載された情報に基づき紹介された。特に、開発途上国への技術的支援の重要性、コーデックス信託基金 (CTF) に代わる資金調達メカニズムの必要性、科学的助言プログラム及び能力構築活動への継続的な支援の必要性が強調された。

なお、本議題は第 89 回執行委員会でも議論され、以下に合意した。

- ・ FAO 及び WHO から提供された情報を確認。食品安全と栄養の分野における各国支援のための両機関の重要かつ広範な活動に感謝。
- ・ 超加工食品 (UPF) について、これらの問題への対処方法について各国規制当局に情報を提供し、指導するための作業の重要性を強調。また、この作業の科学的根拠の重要性を改めて確認。
- ・ 近々公表される世界食品由来疾病の負荷推定を歓迎。特に AMR、栄養の様々な側面、循環型経済、そして食品管理システムの強化に関し、加盟国への継続的な支援の重要性を改めて確認。
- ・ 全ての関係者の間で食品安全の向上に対する意識と関与を高めるための各国の取組を支援するため、FAO 及び WHO に対し、世界食品安全の日への支援を継続するよう奨励。
- ・ FAO 及び WHO の全ての情報文書を総会だけではなく執行委員会にも公表するよう要請。
- ・ 特に現在の課題を踏まえ、コーデックスへの科学的助言の提供を継続するための FAO 及び WHO の運営機関による支援を歓迎。

コーデックス信託基金 (CTF)

(概要)

WHO からは、CTF への拠出金は 2025 年に 50% 減少し、FAO と WHO が 2026 年に CTF を段階的に廃止し、現在のプロジェクトは停止又は早期終了することを決定した旨が報告された。但し、能力構築の必要性は依然として認識されており、WHO と FAO は既存又は代替の方法を用いてコーデックス加盟国を引き続き支援することを約束するとともに、FAO からは、各国の能力構築のニーズに対応するため、支援を求める複数の手段が

依然として存在することが強調された。

技術的支援

(概要)

加盟国は、FAO 及び WHO によって提供されているさまざまな支援プログラムに謝意を表するとともに、データの作成、コーデックス規格策定への参加、食品安全及び栄養に関する規制の実施などの分野で、各国の能力構築を継続的に支援することの重要性を強調した。

一方、FAO からは、FAO の科学的助言は、FAO の通常予算から確保されており、この予算の維持・増額のため、加盟国は FAO の運営機関において、科学的助言の重要を引き続き強調する必要がある旨説明した。また、コーデックスにおける参加能力拡大等の分野において、FAO と WHO が緊急的な要請に応えられるよう、加盟国に対し、任意拠出の検討を行うことを呼びかけた。

超加工食品 (UPF) (議題 14 も参照のこと)

(概要)

WHO で行われている UPF に関する作業について、複数の加盟国 (コスタリカ、インドネシア、パナマ等) やオブザーバー (IFT (食品技術者協会) 等) から、UPF には、明確で科学的根拠に基づく、世界的に調和された定義が存在しないことに対する懸念や、WHO の作業の専門家の選考に関する疑義 (食品科学の専門家の欠如等)、本件に関する共通参照基盤 (common reference point) の必要性などが表明された。これを受けて、WHO から以下の情報が提供された

- UPF の運用上の定義及びガイドラインの策定作業は、専門家によって、科学的根拠に基づいて行われる。
- タイムラインとしては、2026 年末までに定義の策定を行い、続いて、UPF の喫食に関するガイドラインの策定を 2027 年に実施する予定。いずれの作業についても、パブリック・コンサルテーション (意見照会) の機会を設ける。
- ガイドラインの策定作業に携わる専門家は既に選定済みで WHO の HP 上に公表されている。専門家の選定に疑義 (利益相反等) がある場合には、WHO に通報できる。定義策定の専門家については選考中。

(結論)

今次総会は以下に合意した。

- ・ 提供された作業について FAO 及び WHO に謝意を表明。
- ・ 第 89 回執行委員会の結論を承認。
- ・ CTF の段階的廃止について遺憾の意を表明するとともに、CTF の下で達成された優れた進展を強調し、FAO 及び WHO に対し、必要不可欠な能力開発を継続できる

代替的なメカニズムを特定するよう奨励することを改めて強調。

- ・ コーデックスの作業を支える基盤として、FAO/WHO 合同科学的助言機関が提供する科学的助言の重要な役割を改めて強調。

議題 11. 議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出

（概要）

- ・ コーデックス総会の議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされており、2 回まで再選可能。現在の議長（ケニア）及び 3 人の副議長（中国、サウジアラビア、トルコ）は今年の第 47 回総会で選出され、現在 1 期目であることから、立候補が可能。現在の議長及び副議長が立候補し、再選された。
- ・ 執行委員会メンバーである地域代表国（Members elected on a geographical basis）は 1 期 2 年、1 回再選可能。カナダ（北米）、フィンランド（欧州）、イラン（近東）は、現在 2 期目 2 年目で任期満了のため当該地域は改選。コスタリカ（中南米・カリブ海）、インド（アジア）、モロッコ（アフリカ）は 1 期目 2 年目で再選可能。豪州（南西太平洋）は、第 47 回総会において、当時地域代表国を務めていたバヌアツの政治体制に変更があったことから、バヌアツの残りの任期（第 48 回総会まで）の任期を務めることとなった。現在 1 期目のため、再選可能。モロッコ（アフリカ）、インド（アジア）、オランダ（欧州）、コスタリカ（中南米・カリブ海）、アメリカ（北米）、豪州（南西太平洋）が立候補し、選出・改選された。

議題 12. 地域調整国の任命

（概要）

地域調整国は、地域調整部会において次期地域調整国が指名され、総会において任命される。任期は 1 期 2 ～3 年程度（次期地域調整部会後の総会まで）、1 回再選可能。

アジア地域調整国（1 期目）を務める日本は、第 23 回 CCASIA において次期の地域調整国に再指名された。また、第 25 回 CCAFRICA、第 17 回 CCNASWP、第 12 回 CCNE からは、それぞれガンビア（ウガンダは 2 期目のため任期満了）、クック諸島（フィジーは 2 期目のため任期満了）、オマーン（現在 1 期目）が指名された。任期はそれぞれ次回地域調整部会の次に開催される総会まで。

（結論）

各地域調整部会で指名されたとおり、下記のとおり任命されることとなった。

- ・ CCASIA：日本（再選）
- ・ CCAFRICA：ガンビア
- ・ CCNASWP：クック諸島
- ・ CCNE：オマーン（再選）

議題 13. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国（ホスト国）を確認した。

休会中だった CCMMP について、議題 5 の議論の結果、ラクダ乳に関する新規作業が、CCMMP を再開して Working by correspondence により進められることになったことが確認された。NZ が引き続き議長国を務めることも確認された。

また、CCFFP について、議題 7 の議論の結果、Working by correspondence による活動中の部会として維持することが確認された。ノルウェーが引き続き議長国を務めることも確認された。

さらに、CCPFV について、60 年以上にわたり議長国を務めてきた米国が、議長国の地位を他国に譲る意向があることを表明した。これに対し、韓国が議長国を引き継ぐ意向を表明し、加盟国からの支持を受けて新たな議長国として指名された。また、EU からの提案により、次回の第 49 回総会において CCPFV の ToR の見直しの議論を行うことになった。

議題 14. その他の作業

高品質キャッサバ粉、サツマイモ粉及びヤム粉規格の策定（ナイジェリア提案）

ナイジェリアは、CRD22 に沿って、これらの製品に関する国際的に認められた品質及び安全性のパラメータの必要性が高まっていること、グルテンフリー食品や代替炭水化物源の需要が増加していることを踏まえた提案であることを説明し、CCPFV における作業として提案した。

（議論）

- ・ これらの製品の規格策定が、食料安全保障、栄養改善、市場アクセス向上、収穫後の損失削減、食品安全の強化に役立つなどの理由から支持する意見があった。（タンザニア、ウガンダ、ガーナ、コンゴ、ベナン、セネガル、ザンビア、モロッコ、カメルーン、セントルシア、マダガスカル、カタール、パラグアイ、インド、チュニジア、Commonwealth Agricultural Bureaux International (CABI)）
- ・ 今回の提案は CCPFV にて作業するものであるため、ナイジェリアに CCPFV への参加を促すとともに、今後の進め方についてはコーデックス事務局の助言を受けることを勧めつつ、可能な限り作業を加速させることを求める意見があった。（ガンビア）
- ・ 提案について支持するものの、既に食用キャッサバ粉の規格（CXS 176-1989）が存在するため、今回の提案との関係性を整理する必要があるとの指摘があった。（キューバ）
- ・ 今回の提案は、文化的価値を持つ伝統食品や地域食品をコーデックスの活動範囲に加えることで、世界の食の多様性を反映させるものであり、提案を支持するとの意見があった。（リビア、UAE）

- ・ コーデックス事務局は、執行委員会の方針に沿い、“horizontal（水平的な）”アプローチの検討が望ましい旨を説明し、既存規格を改訂して全ての種類を含める、又は提案された全ての塊茎粉類粉を対象とするグループ規格を策定することも検討すべきと述べた。

（結論）

今次総会は、ナイジェリア及び関心国に対して、新規作業提案の見直し・更新を行うよう勧告するとともに、その後当該提案はコーデックス事務局がレビューを行い、CLを通じて意見照会し、第90回執行委員会及び第49回総会による検討につなげることに留意した。

カシューナッツ規格の策定（インド提案）

インドは、CRD23に言及しつつ、この提案は既に第40回総会（2017年）¹⁷において承認されており、第21回CCASIA（2019年）¹⁸や第23回CCAFRICA（2019年）¹⁹、第10回CCNE（2019年）²⁰からの支持も得ていることを強調した。また、第47回総会（2024年）²¹の要請を受けて提案内容を更新したことを述べ、CCPFVの新しいホスト国が韓国となったことに留意しつつ、CCPFVの再開を要請した。

（議論）

- ・ カシューナッツが世界的に取引される商品として経済的な重要性をもつことを認識し、提案を支持する意見があった。（モルディブ、インドネシア、ガンビア、モロッコ、コンゴ、ベナン、ナイジェリア、マラウイ、タンザニア、コートジボワール、セネガル、マダガスカル、CABI）
- ・ ホスト国の役割を引き継ぎ、作業の優先順位を検討できるよう、移行期間を設けるべきとの意見があった。（韓国、米国）
- ・ コーデックス事務局は、提案について加盟国でのレビュー期間を設けることが適切

¹⁷ 第77回コーデックス連絡協議会資料参照

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13114172/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/77-2.pdf>

¹⁸ 第21回CCASIAレポートの paragraph 58 参照

[fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-727-21%252FFinal%252520report%252FREP20_ASIA.pdf](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-727-21%252FFinal%252520report%252FREP20_ASIA.pdf)

¹⁹ 第23回CCAFRICAレポートの paragraph 42-43 参照

[fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-707-23%252FREPORT%252FREP20_AFRICAe.pdf](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-707-23%252FREPORT%252FREP20_AFRICAe.pdf)

²⁰ 第10回CCNEレポートの paragraph 41 参照

[fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/hu/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-734-10%252FREport%252FREP20_NEE.pdf](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/hu/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-734-10%252FREport%252FREP20_NEE.pdf)

²¹ 第115回コーデックス連絡協議会資料参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/115-2.pdf>

であり、ホスト国の移行や ToR の議論と並行して CL を発行して意見を求めることが可能であると提案した。

(結論)

今次総会は、CCPFV のホスト国の移行期間が必要であり、第 49 回総会において ToR の検討を予定していることを踏まえ、現時点で CCPFV のステータスの変更を決定することは時期尚早であることを確認した。また、新規作業提案の検討を第 90 回執行委員会及び第 49 回総会で円滑に行うため、CL による意見照会を行うことを推奨した。

超加工食品 (UPF) に関する食品分類 (IUFoST 提案)

(概要) ※議論 10 も参照のこと

オブザーバー機関である IUFoST から、UPF については、明確で、科学的根拠に基づき、かつ、世界的に調和された定義が欠如していることから、国際貿易や、各国の食品安全及び栄養政策に重大な影響を与えかねず、栄養や表示といった横断的な部会を擁するコーデックス委員会が主導し、透明性をもって議論すべきとして、本総会で議論することが提案されたもの。

(議論)

複数の加盟国、オブザーバーから、以下のような意見が表明された。

- WHO において作業 (UPF の運用上の定義やガイドラインの策定) が進行中であることを踏まえると、現時点でコーデックスにおいて新しい作業を開始するのは時期尚早である。(米国、デンマーク (EU)、ウルグアイ等)
- 加盟国から具体的な提案があれば、既存の部会において UPF の様々な側面を議論することが可能である。(米国)
- 科学的コンセンサスが十分に得られる前に UPF の概念を食品規制や規格に導入することは、現在の分類、表示、リスク評価の枠組みに悪影響を及ぼす可能性がある。(中国)
- 現在の分類モデル、特に Nova 分類から派生したモデルは、加工度を過度に重視するあまり、配合や組成による質的な価値を見落としており、その結果、安全な食品を誤分類したり、汚名を着せてしまうリスクがある。(IUFoST)

また、WHO からは、まず UPF の運用上の定義を確立した上で、ガイドラインを策定することとなっており、いずれの作業もシステマティック・レビューを通じて収集された確固たる科学的証拠に基づいて作業している旨、説明がなされた。

(結論)

総会は以下について確認した。

- ・ 総じてこの分野の作業に対する関心が高いこと。

- WHOにおいてUPFに関する作業が現在進行中であること。
- この問題は、コーデックスの複数の部会に関連すること。
- 関心のある加盟国は、将来の議論に向けてより詳細な提案文書を準備すること。

議題 15. 報告書の採択

パラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い、採択された。

(参考) 第 48 回コーデックス総会 (2025 年 11 月 10 日~11 月 14 日)
結果一覧 (コーデックス文書の採択、新規作業提案、作業中止等)

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	結果
生鮮デーツの規格案 (ステップ 8)	最終採択
生鮮ターメリックの規格策定 (ステップ 1)	承認
生鮮ブロッコリーの規格策定 (ステップ 1)	承認

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	結果
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案 (ステップ 5/8)	最終採択
食品添加物の分類名称と国際番号システム (INS) (CXG36-1989) の改訂原案 (ステップ 5/8)	最終採択
食品添加物の一般規格 (GSFA) 食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂	最終採択
アジア地域調整部会 (CCASIA) の 5 規格、近東地域調整部会 (CCNE) の 3 規格、スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の 8 規格、油脂部会 (CCFO) の 1 規格、穀物・豆類部会 (CCCPL) の 1 規格との整合に伴う GSFA の食品添加物条項の改訂	修正の採択
GSFA の「Reference to the Commodity Standards for GSFA Table 3 Additives」中の「12.2.1 Herbs and Spices」の書きぶりの改訂	修正の採択
CCASIA の 3 規格、CCNE の 3 規格、CCSCH の 8 規格及び米の規格の食品添加物条項の改訂	修正の採択
キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981)、缶詰核果類の規格 (CXS 242-2003)、ジャム、ゼリー及びマーマレードの規格 (CXS 296-2009) の添加物条項の改訂	修正の採択
食塩規格の修正案	修正の採択
GSFA の食品添加物条項	既存の条項の廃止
GSFA の食品添加物条項案及び原案	作業中止
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト	承認
GSFA の新規食品添加物条項の提案	承認

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	結果
分析法、分析法の性能規準、サンプリングプラン：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) への収載	最終採択 (総会で一部修正)
たんぱく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) への附属書の収載	最終採択 (総会で一部修正)
分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の分析法	既存のコーデックス文書の廃止 (CCMAS に関連事項の再検討を要請)

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	結果
乾燥樹皮からなるスパイス類の鉛の最大基準値 (ML) として 2.5 mg/kg を食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (CXS 193-1995) において設定する件 (ステップ 8)	最終採択
乾燥料理用ハーブの鉛の ML として 2.0 mg/kg を CXS 193-1995 において設定する件 (ステップ 5/8)	最終採択
落花生中のアフラトキシン類汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) の改訂 (ステップ 5/8)	最終採択
食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (CXS 193-1995、GSCTFF) の附属書 X の形式的修正 (核又は放射線事故後に汚染された食品中の放射性核種のガイドライン水準に関する科学的正当性)	修正の採択
CXS 193-1995 (GSCTFF) への海洋生物毒素の ML 追加 (形式的修正)	修正の採択 CCFFP へ報告し、 活及び生鮮二枚貝の規格 (CXS 292-2008) の関連条項の検討を要請
乾燥料理用ハーブ類中の鉛の ML を 2.5 mg/kg とする件	作業中止
直接消費用落花生 (RTE 落花生) 中の総アフラトキシン量の	作業中止

ML 及び関連するサンプリングプラン	
食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範（CXC 74-2014）の改訂（ステップ 1）	承認
乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B1 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）の改訂（ステップ 1）	承認
食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定（ステップ 1）	承認

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	結果
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 5/8）	最終採択
長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ 8）	最終採択
食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）における脂肪の定義の修正	修正の採択
廃止が提案されたコーデックス MRL（CXL）	既存のコーデックス文書の廃止
ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案	作業中止
JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先リスト	承認

<ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）>

事項	結果
ルロ（ナランジラ）の地域規格（ステップ 5/8）	最終採択

<アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）>

事項	結果
煮込み又は茹でた、塩漬け及び無塩の干し魚の地域規格（ステップ 1）	承認

<北米・大洋州地域調整部会（CCNASWP）>

事項	結果
ガリップナッツの地域規格策定（ステップ 1）	承認

ブレッドフルーツ粉の地域規格策定（ステップ1）	承認
-------------------------	----

<アジア地域調整部会（CCASIA）>

事項	結果
海苔製品のアジア地域規格（CXS 323R-2017）の国際規格への変更（ステップ1）	魚類・水産製品部会（CCFFP）での新規作業として承認。CCFFP は Working by correspondence（対面での会合以外の方法で作業）にて対応。

<近東地域調整部会（CCNE）>

事項	結果
窒素換算係数の修正	修正の採択
CCNE の既存の 6 規格の卸売用食品の容器の表示条項の追記	表示条項の採択

<その他>

事項	結果
加熱殺菌ラクダ乳の規格の策定（アラブ首長国連邦提案）	乳・乳製品部会（CCMMP）での加熱殺菌された液体ラクダ乳の個別食品規格の新規策定作業として承認。CCMMP は Working by correspondence（対面での会合以外の方法で作業）で対応。
新たな食料源と生産システム（NFPS）のリスク分析の原則の策定（EU 提案）	ギャップ分析を実施し、総会・執行委員会での意見を踏まえ、新規作業提案を改訂。その後回付文書での意見を踏まえ再検討。
キムチの規格（CXS 223-2001）の修正（韓国提案）	修辭上の修正の上、承認
高品質キャッサバ粉、さつまいも粉・ヤム粉の規格策定（ナイジェリア提案）	ナイジェリアと関心国で新規作業提案を改訂後、回付文書での意見照会。
カシューナッツの規格策定（インド提案）	加工果実・野菜部会（CCPFV）のホスト国の

	移行期間が必要であり、ToR の再検討を予定していることを踏まえ、現時点では作業開始は時期尚早であることを確認。回付文書による意見照会。
超加工食品（UPF）に関する食品分類（IUFoST 提案）	関心国がより詳細な討議文書を作成することができることを確認。

(以上)

第48回コーデックス総会について

- 日程：（本会合）2025年11月10日(月)～14日(金)
- 場所：ローマ（イタリア）
- 参加国・機関：122加盟国、1加盟機関（EU）、9国際政府機関（IGO）、26国際非政府機関（NGO）、1国連機関
- 会合形式：対面開催（ウェブ参加者も発言可能なハイブリッド形式）

※ 日本代表团：農林水産省 尾崎参事官（団長）、織戸専門官、町田専門官、吉持係長
消費者庁 三浦参与、矢船室長、高橋主査
厚生労働省 福島室長



写真：コーデックス委員会ホームページ

第48回総会の作業文書等は下記URL（コーデックス事務局ホームページ）から入手できます（ウェブキャストで全日の議論を一定期間中視聴できます）

[https://www.fao.org/fao-who-](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=48&hh2=)

[codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=48&hh2=](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=48&hh2=)

※ 次回の第49回総会は、2026年7月6日～10日@ジュネーブ（スイス）で開催予定。

第48回総会の議題一覧と主な内容

★次頁以降で説明します

1	議題の採択 → 会合形式の承認も行われる
2	第88・89回執行委員会の報告 → 執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については、各関連議題において扱われるため、それ以外の事項が報告される
3	手続マニュアルの修正 → 手続マニュアル第30版の発行、CCGP（一般原則部会）・CCPR（残留農業部会）によるマニュアル修正案の議論 部会の作業（採択、既存の文書の廃止、作業中止等）★
4	→ 今次総会に、最終採択（ステップ8、ステップ5/8）、予備採択（ステップ5）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議された。審議では、執行委員会からの勧告（クリティカルレビュー※の結果）を十分に考慮することとされている。 ※各部会から総会に最終採択、予備採択、承認等に諮られる文書を精査し、採択・承認に関する総会への勧告を作成する。また各部会の作業状況等を確認し、各部会への助言を作成する。
5	新規作業提案★ → 概ね承認。海苔製品の地域規格の国際規格化の作業（CCASIA）、新たな食料源と生産システムに関する提案（EU）については後述。
6	コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案） → 既存規格・文書の編集上の修正
7	コーデックス部会から総会への付託事項
7.1	一般問題部会・個別食品部会 → キムチ規格の修正、CCFFP（魚類・水産製品部会）における各種作業の実施、JMPP及び科学的助言の提供等
7.2	地域調整部会 → CCAFRICA、CCNASWP（北米・南西太平洋地域調整部会）、CCASIA、CCNE（近東地域調整部会）からの報告
8	コーデックス戦略計画2026-2031 → 採択に合意
9	コーデックスの予算及び財政に関する事項 → コーデックス事務局からの予算及び財政に関する文書に基づいて議論。FAOから50万USDの追加配分が表明される。
10	FAO及びWHOから提起された事項 → FAO及びWHOから、コーデックスの活動に関連する政策及び事項が報告される（FAO/WHO科学的助言活動も含む）
11	議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出 → 現任の議長・副議長の再選及び執行委員会における地域代表国の選出
12	地域調整部の任命★ → CCASIA（日本）、CAFRICA（ガンビア）、CCNASWP（クック諸島）、CCNE（オマーン）の選任・再選
13	コーデックス部会の議長を指名する国の指定★ → 部会のホスト国を確認するもの。CCMMP（乳・乳製品部会）・CCFFPの活動について確認。加工果実・野菜部会（CCPFV）の議長国が米国から韓国に交代
14	その他の作業★ → 高品質キャッサバ粉、サツマイモ粉及びヤム粉規格の策定（ナイジェリア提案）、カシューナッツ規格の策定（インド提案）、超加工食品（U P F）に関する食品分類（IUFOST提案）について議論
15	報告書の採択

各部会からの採択・承認事項一覧

(議題4 部会の作業(採択、既存の文書の廃止、作業中止等)、議題5 新規作業提案関係)

● 一般問題部会・個別食品部会

議題*	会議名	総会に諮られた事項
4.1	第23回生鮮果実・野菜部会(CCFV23), 2月25日~3月1日@メキシコシティ(メキシコ)	最終採択(1)、新規作業(2)
4.2	第55回食品添加物部会(CCAFA55), 3月24日~28日@ソウル(韓国)	最終採択(8)、作業中止(1)、廃止(1)、新規作業(2)
4.3	第44回分析・サンプリング法部会(CCMAS44), 5月5日~14日(バーチャル)	最終採択(2)、廃止(1)
4.4	第18回食品汚染物質部会(CCCF18), 6月23日~27日@バンコク(タイ)	最終採択(5)、作業中止(2)、新規作業(3)
4.5	第56回残留農薬部会(CCPR56), 9月8日~13日@サンチアゴ(チリ)	最終採択(3)、廃止(1)、作業中止(1)、新規作業(1)
4.6	第8回スパイス・料理用ハーブ部会(CCSC8), 10月13日~17日@グワハティ(インド)	必要に応じて第49回総会で検討

*新規作業提案は議題5

● 地域調整部会

議題	会議名	総会に諮られた事項
4.7	第23回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会(CCLAC) 2024年7月22日~26日(バーチャル)	最終採択(1)
4.7	第12回近東地域調整部会(CCNE) 9月28日~10月2日@マスカット(オマーン)	最終採択(2)
5	第25回アフリカ地域調整部会(CCAFRICA), 1月27日~1月31日@カンパラ(ウガンダ)	新規作業(1)
5	第17回北米・南西太平洋地域調整部会(CCNASWP), 2月3日~7日@ナンディ(フィジー)	新規作業(2)
5	第23回アジア地域調整部会(CCASIA23), 9月22日~26日@南寧(中国)	新規作業(1)

3

議題5: 新規作業提案(主な議論)

第120回コーデックス連絡協議会説明用

① 海苔製品のアジア地域規格の国際規格化(CCASIA提案)

- 日本をはじめアジア地域の加盟国の多くは、現在の地域規格のスコープを維持すべきと主張したが、EU加盟国等から、他の海藻由来製品も含める観点からスコープを再検討するべきとの意見が示された。
- 結果、(1)新規作業として承認し、魚類・水産製品部会(CCFFP)で作業すること、(2)現在の地域規格の意見照会(ステップ3)を行うこと、(3)CCFFPは、スコープの変更の必要がある場合には検討と承認のために総会に報告すること、(4)この作業を適時に行うよう奨励することに合意した。

② 新たな食料源と生産システム(NFPS)のリスク分析の原則(EU提案)

- NFPSに関連する用語(新たな食料"new foods"、新たな食料源"new food sources"、新たな食料生産システム"new production systems"等)の用語の定義づけを行った上で、NFPSにおけるリスク分析の3要素(リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション)の原則について提示し、これらの原則の導入方法等を作成するもの。
- 日本を含む各国から、NFPSの定義、該当する食品の範囲、既存文書とのギャップ分析の必要性、既に進行しているNFPS関連の作業提案との関係整理の必要性等が指摘された。
- 今次総会は、EUに対し、これらの指摘を踏まえて提案を改訂するよう要請。今後、改訂提案について意見照会が行われ、次回総会で検討される予定。

議題12: 地域調整国の任命

- 各地域調整部会で指名されたとおり、下記のとおり地域調整国が任命されることとなった。
CCASIA: 日本(再選)
CCAFRICA: ガンビア
CCNASWP: クック諸島
CCNE: オマーン(再選)
- 日本の地域調整国としての任期は、2028年の夏ごろまで(次回地域調整部会の次に開催される総会まで)となる見込み。

5

議題13: コーデックス部会の議長を指名する国の指定

- 休会中だったCCMMP(乳・乳製品部会、議長国NZ)を再開し、議題5で新規作業として承認されたラクダ乳の規格の策定の作業をWorking by correspondenceにより行うことを確認。
- CCFFP(魚類・水産製品部会、議長国ノルウェー)について、Working by correspondenceによる活動中の部会として維持することを確認。(今後、海苔製品の地域規格の国際規格化等の作業を行う予定)
- CCPFV(加工果実・野菜部会)について、60年以上にわたり議長国を務めた米国が他国に議長の地位を譲る意向を表明。新たな議長国として韓国が立候補し、加盟国からの支持を受けて指名された。

議題14: その他の作業

① 高品質キャッサバ粉、サツマイモ粉及びヤム粉規格の策定（ナイジェリア提案）

- ・ アフリカ地域の加盟国から強い関心。他方、食用キャッサバ粉規格等の既存規格との関係の整理等、さらに検討すべき点がある旨の指摘あり。
- ・ ナイジェリア及び関心国が提案内容を改訂した上で、各国への意見照会を経て、次回総会で再検討される予定。

② カシューナッツ規格の策定（インド提案）

- ・ アフリカ地域の加盟国から強い関心。
- ・ CCPFVのホスト国変更に伴う準備期間を設ける観点から、今次総会での決定は見送り。
- ・ 今後、提案に関する意見照会を経たのち、次回総会において再検討される予定。

③ 超加工食品（UPF）に関する食品分類（IUFoST提案）

- ・ UPFに関し、明確かつ科学的根拠に基づく定義についての議論をコーデックスが主導すべきという提案。
- ・ 一部から関心が示されたものの、WHOにおいてUPFの定義及びガイドラインの策定作業が進行中であることから、コーデックスによる作業は時期尚早との懸念が示され、今次会合において特段の決定は行われなかった。

7

2025年～2026年の会議開催スケジュール

会議名（下線は開催済/開催が正式に決定した部会）	日程、場所
第23回生鮮果実・野菜部会	2月25日～3月1日（メキシコシティ（メキシコ））
第55回食品添加物部会	3月24日～28日（ソウル（韓国））
第11回穀物・豆類部会	4月7日～30日（CWBC：電子的コミュニケーションのみによる部会）
第44回分析・サンプリング法部会	5月5日～14日（バーチャル開催）
第34回一般原則部会	6月2日～6日（リール（フランス））
第18回食品汚染物質部会	6月23日～27日（バンコク（タイ））
第88回執行委員会	7月14日～18日（ローマ（イタリア））
第56回残留農薬部会	9月8日～13日（サンチアゴ（チリ））
第23回アジア地域調整部会	9月22日～26日（南寧（中国））
第8回スパイス・料理用ハーブ部会	10月13日～17日（アッサム州グワハティ（インド））
第89回執行委員会	11月3日～7日（ローマ（イタリア））
第48回総会	11月10日～14日（ローマ（イタリア））
第55回食品衛生部会	12月15日～19日（ナッシュビル（米国））
第29回油脂部会	2026年2月9日～13日（クアラルンプール（マレーシア））
第45回分析・サンプリング法部会	2026年3月9日～13日（ブダペスト（ハンガリー））
第28回食品残留動物用医薬品部会	2026年3月23日～27日（ミネソタ州ミネアポリス（米国））
第37回魚類・水産製品部会	2026年4月7日～5月8日（CWBC：電子的コミュニケーションのみによる部会）
第56回食品添加物部会	2026年4月13日～17日（重慶（中国））
第49回食品表示部会	2026年5月11日～15日（オタワ（カナダ））
第90回執行委員会	2026年6月29日～7月3日（ジュネーブ（スイス））
第49回総会	2026年7月6日～10日（ジュネーブ（スイス））
第57回残留農薬部会	2026年9月7日-12日（北京P（中国））
第28回食品輸出入検査・認証制度部会	2026年10月12日～17日（パース（オーストラリア））
第19回食品汚染物質部会	2026年10月19日～23日（エジプト）
第45回栄養・特殊用途食品部会	2026年11月2日～6日（ニュルンベルク（ドイツ））
第56回食品衛生部会	2026年10月16日～11月20日（米国）

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 55 回食品衛生部会

日 時：(本会合及び報告書採択) 2025 年 12 月 15 日 (月) ～12 月 19 日 (金)

(物理的作業部会) 2025 年 12 月 14 日 (日)

場 所：ナッシュビル、テネシー州 (米国)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会 (CCFH) への付託事項
3	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項
4	他の国際機関から提起された事項
5	食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023) の付属文書 II 魚及び水産製品及び付属文書IV 目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処理技術の文書案 (ステップ 4)
6	CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の整合化
7	食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012) の改訂 (ステップ 4)
8	鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CXG 78-2011) の改訂 (ステップ 4)
9	食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 61-2007) 改訂 (ステップ 4)
10	その他の事項及び今後の作業・新規作業提案/今後の作業計画
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 55 回食品衛生部会報告書

2025 年 12 月 15 日（月）から 12 月 19 日（金）にナッシュビル（米国）にて開催された標記会合の概要及び結果を以下のとおり報告する。

本会合には、50 加盟国、1 加盟機関（EU）、13 国際機関が参加した。議長は米国農務省の Dr. Evelyne Mbandi が務めた。

我が国の出席者は以下のとおり。

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	輸入食品安全対策室長	福島	和子
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	輸出国衛生専門官	村上	聡子
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	主査	佐分	洋平
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	今村	彩貴
農林水産省消費・安全局農産安全管理課	係員	村上	大蔵
消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室	フードテック専門官	杉山	真麻子
消費者庁消費者安全課国際食品室	主査	酒井	紀久子
国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部	主任研究官	陳内	理生
国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部	主任研究官	遠矢	真理

議題 1 議題の採択

仮議題が議題として採択された。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会（CCFH）への付託事項

食品事業者のための食品アレルギー管理における実施規範（CXC 80-2020）の付随的修正

本会合では、「包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）」の改訂作業の完了に伴い、「食品事業者のための食品アレルギー管理における実施規範（CXC 80-2020）」について、食物アレルギー若しくはセリアック病の原因となりうる食品及び原料のリスト並びにアレルギー性食品のリストと関連する定義を整合させるため、コーデックス事務局が準備した改訂案（CRD05）に基づき、検討した。

修正案について概ね了承し、現段階では事務局が新たに追記した「食品アレルギー」の定義については既存の「アレルギー」の定義との矛盾を避けるため、CXC 80-2020の今後の改訂において検討される可能性があることに留意しつつ、一旦削除して進めることとした。

本会合では付随的修正について第49回総会に採択を諮ることに合意し、食品表示部会（CCFL）における予防的アレルギー表示（PAL）についての議論の完了をもって、

さらなる作業が必要になることを確認した。

予防的アレルギー表示 (PAL) の使用に係るガイドライン: 包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) の付属文書

食品表示部会 (CCFL) において「包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985)」の付属文書「予防的アレルギー表示 (PAL) ガイドライン」が早ければ2026年に完了見込みであることから、次回会合 (CCFH56) において「食品事業者のための食品アレルギー管理に関する実施規範 (CXC 80-2020)」を同ガイドラインに合わせた改訂を検討する必要があることが報告された。

ヒスタミンのサンプリングプラン

本議題は、ヒスタミンの公衆衛生上のリスク低減の観点から、魚類・水産製品部会 (CCFFP) において議論されていたが、CCFFPの無期限休会に伴いCCFHが作業を引き継ぎ、日本及び米国を共同議長とする電子作業部会 (EWG) が作成した原案に基づき、第50回部会で議論された。しかしながら合意に至らなかったことから、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) での「サンプリングに関する一般ガイドライン」の改訂作業が終わるまで検討を延期することとされていた。

今般、「サンプリングに関する一般ガイドライン」の改訂作業が完了したことから、改めて今後の方針について議論が行われた。

その結果、現在CCFFPが再活動中であること (working by correspondence) 及びCCFFPの水産製品に関する専門性に鑑み、本作業をCCFFPに戻すよう第49回総会に要請すること、また、CCFH及びEWG がこれまでにを行った作業内容と合わせて、この要請状況をCCFFPに情報提供することが合意された。

イノシシ科動物の肉における *Trichinella* 属*の管理に関するガイドライン (CXG 86-2015)

前回会合において、CXG 86-2015 における国際獣疫事務局 (WOAH) の陸生動物の診断及びワクチンに関するマニュアルと陸生動物衛生基準への相互参照を適切に更新し、次回部会に報告するよう要請された。これを受け提案された改訂原案が、主として編集上の修正であること、また、「コンパートメント (compartment)」の定義については、国際獣疫事務局 (WOAH) により最近改訂された内容を反映するものであることを確認した。また、WOAHの文書を参照する際には、将来的な参照の継続性を確保する観点から、章番号ではなく章題を用いて引用していることが説明された。

議題6において、当該文書を含む整合化作業の3文書について、第49回総会の採択に進めることが合意された。

※*Trichinella*属は旋毛虫属の線虫のことであり、旋毛虫症 (トリヒナ症) を引き起こす。

議題3 FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項

国連食糧農業機関（FAO）/国際保健機関（WHO）から本会合の作業に関連した主な活動等が報告された。概要は以下のとおり。

- ・FAO 代表から、FAO 及び WHO の取組や勧告について各国の理解を深めることを目的として、第 23 回アジア地域調整部会において、食品アレルギーに関するワークショップを開催したことが報告された。また、コーデックスの規格策定作業をより効率的に進めるために、今後必要となる科学的助言はできるだけ早期に特定するよう要請があった。また、最新のオミックス技術を微生物学的リスク評価にどう活用するのかについての専門家会議を 2026 年 3 月 2 日から 6 日まで開催予定であることが紹介された。
- ・WHO 代表から、リステリア症のリスク評価ツール（オンライン）、伝統的食品市場に関する新たなガイドライン、食品安全に関する世界戦略（2022-2030）及び 2025 年版食品由来の疾病負荷推計について、最新情報が提供された。また、各国に対してリステリア症のリスク評価ツールを活用するとともに、意見及びフィードバックを提供するよう要請があった。

（結 論）

FAO及びWHOが作成した成果物は、本会合の作業を前進させる上で重要であることを認識するとともに、詳細については関連する議題において提供されることを確認した。JEMRAにおける新規作業については、中長期的な見通しを持って計画的に設定することの重要性に留意した。

議題4 他の国際機関から提起された事項

国際標準化機構（ISO）

ISO 代表から、ISO/TC34/SC9（ISO 食品専門員会微生物分科委員会）で 100 を超える ISO 規格を発表してきた等の活動概要について情報提供が行われ、CCFH と ISO/TC34/SC9 との連携の重要性が強調された。

国際獣疫事務局(WOAH)

以下の本会合に関連する更新情報が報告された。

- ・「陸生動物の診断及びワクチンに関するマニュアル」及び「陸生動物衛生基準」のトリヒナ感染関連の章の改訂（2023 年・2024 年）
- ・WOAH Standards Navigation Tool の公開及びオプザーバトリーモニタリング報告書（第 2 報）の公開（2025 年）

（結 論）

- ・ISO 及び WOAH から提供された情報を確認し、CCFH と関連する国際機関との継続的な連携の重要性を認識した。

- ・ この連携が、関連する国際機関との関係を強化し、地球規模の課題に対処するための調和したアプローチを推進することを目的とした「コーデックス戦略計画 2026-2031」の目標(goal)3 に沿うものであることを確認した。

議題5 食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023) の付属文書 II 魚及び水産製品及び付属文書IV 目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処理技術の文書案 (ステップ4)

EWG 及び本会合に先立って行われた物理作業部会 (PWG) の議長である EU から、共同議長のホンジュラス、インド、モーリタニア、モロッコ及び国際酪農連盟 (IDF) を代表して、「食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023)」の付属文書である II (魚及び水産製品) 及びIV (目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処理技術) の文書案について、これまでの経緯や PWG での議論についての説明がなされた。

各国コメントを反映させた修正案について PWG において概ね合意されたものの、Figure 4 については各国意見が分かれたため、議長らが作成した Figure 4 の別案を含めた PWG の報告書である CRD02 に基づき、議論が行われた。

また、既に採択されている本ガイドラインの本体の一般セクションや付属文書 (I 及びIII) と付属文書IVとの相互参照についての改訂も併せて提案された。

付属文書II：魚及び水産製品

本会合は CRD02 で提示された文書案について、いくつかのコメントや合意を踏まえて支持された。主な修正は以下のとおり。

- ・PWG において提案された「目的に適した水の詳細な評価 (in-depth water fit-for-purpose assessment)」という用語について説明がなされた。例えば、既に清浄水又は飲料水と分類されている水は in-depth 評価を必要としないが、他の水源からの水は必要とする。通常の「目的に適した水の評価 (water fit-for-purpose assessment)」との違いを明確化し、どの場面においてパラ 36 で示すような手順に則った in-depth 評価が必要か、文書全体で一貫した用語の使い分けをすることとした。
- ・清浄水 (clean water) の例示としてパラグラフ 16 に追加されていた「人工海水 (artificial seawater)」については、これらの水の水源が明確ではないため、関連する脚注を含め削除することにした。
- ・海水の微生物学的リスクについては外洋 (high sea) と比較して、陸地に近い内海は目的に適した水であるかの詳細な評価が必要な場合がある。「沖合 (offshore)」と「沿岸 (coastal)」という用語については、どちらか一方に統一することが提案されたが、意図するエリアが異なるという指摘もあったことから、区別を認め、「offshore/coastal」と併記することにした。

付属文書IV：目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処

理技術

本会合は CRD02 で提示された文書案について、いくつかのコメントや合意を踏まえて支持された。主な修正は以下のとおり。

- ・パラグラフ 20 及び 21 に記載されている水の安全管理計画の位置付け、食品安全の一般衛生管理及び完全な HACCP に基づく衛生管理との関連について、小規模事業者等にも配慮した柔軟な対応ができるよう PWG において代替文言が提案されたが、かえって不明瞭になったとの意見も複数あったため、さらなる修正が加えられた。水の安全管理計画の策定において、水の衛生管理は、完全な HACCP に基づく衛生管理に限るものではなく、一般衛生管理で対応することがあることを明記し、さらに、水の安全管理計画は全体的な食品安全管理計画の一部として扱うことも明確化され、これらの修正により合意が得られた。
- ・パラグラフ 23 及び 29 に記載された「foreseeable hazard (予見可能な危害)」については、「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の記載に合わせて、「potential hazard (潜在的な危害)」に置き換えられ、また、「潜在的な重大性 (potential severity)」は「健康被害に関連する重大性 (severity of associated adverse health effects)」に修正された。
- ・特定された危害への管理措置の選択については、完全な HACCP に基づく衛生管理が適用される対象として、「高リスク危害 (high-risk hazards)」に限らないため、「一般衛生管理プログラムのみで管理されない危害 (hazards not controlled by prerequisite programmes only)」に置き換えられた。また、特に水の再使用において、存在する栄養素が微生物の定着と増殖の重大なリスク要因となる可能性があることから、「水中の微生物の栄養素の存在」に関する項目が追加された。

ガイドライン本体の一般セクション及び付属文書 I 及び III の修正

本会合は、EWG が提案するように、付属文書 IV の完了に伴うガイドライン本体の一般セクション、付属文書 I のセクション 7 及び 8、付属文書 III のセクション 7、8 及び 9 における付録 IV への相互参照に関する修正について合意した。

(結 論)

本会合は以下について、合意した。

- ・付属文書 II 及び IV について第 49 回総会においてステップ 5/8 での採択を諮り、既に採択済みの「食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023)」への組み込みを図る。
- ・今回の付属文書 IV について、ガイドライン本体の一般セクション及び付属文書 I 及び III の相互参照を含めるための修正についての採択を同総会に提出する。
- ・付属文書 II の作業完了を CCFFP に通達し、CCFFP が「魚類及び水産製品の実施規範 (CXC 52-2003)」及びその他の CCFFP の既存文書の更新が必要かどうかを検討することを提案する。
- ・付属文書も含めた本ガイドライン全体の作業完了を他の関連部会に報告する。

- ・本ガイドラインの水の供給に関して、CCFH の既存文書が整合するよう確認する。

海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則適用に関するガイドライン (CXG 73-2010) の改訂

本作業については、前回会合 (CCFH54) において、水に関する記述を全て[スクエアブラケット]に入れた上で、ステップ5で予備採択し、「食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023)」の付属文書Ⅱ (魚及び水産製品) が完成次第、作業を再開することとされていた。

本会合において、CXG 100-2023の付属文書Ⅱの作業が完了したことから、新たに日本を議長、ホンジュラス、モロッコ及びニュージーランドを共同議長とするEWGを立ち上げ、CXG 100-2023の付属文書Ⅱの内容を考慮して、[スクエアブラケット]内の文章を見直すこと及び次回会合 (CCFH56) において議論することが合意された。

議題6 CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の整合化

EWG 議長である中国から、前回会合 (CCFH54) において合意した既存の CCFH 文書の構成を改訂された「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」と整合させる作業について、その作業範囲はセクション番号、見出し、文書の流れを含む編集上の調整に限定されており、技術的な変更は加えられていないことが説明された。

「家畜牛の肉における無鉤条虫 (*Taenia saginata*) の管理に関するガイドライン (CXG 85-2014)」、「イノシシ科動物の肉における *Trichinella* 属の管理に関するガイドライン (CXG 86-2015)」及び「食品由来寄生虫の管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 88-2016)」の3つのガイドラインを CXC 1-1969 と整合させることについて、各国コメントを反映させた改訂案が CRD22 として提示され、それを基に議論がなされた。

セクション番号のナンバリング方法として、たとえばセクション8について、整合化された文書ではセクション8の次がセクション8.5となっており、これは「食品衛生の一般原則のセクション8を以下の事項と併せて参照する」という表現を用いていること、CXC 1-1969の下では、セクション8はセクション8.1からセクション8.4までを含んでいることから、文書構成上の整合性と読みやすさを維持しながら重複を回避しているとの説明があった。

本作業以外にも技術的な内容を含む CCFH の既存文書の改訂作業が行われているが、それらの EWG 議長らによると、技術改訂と並行して実施すれば整合化はより容易になるものの、詳細な工程フロー図を含むなど、構造が複雑な文書については依然として整合作業が困難であると指摘があり、戦略的かつ柔軟なアプローチが必要であることが強調された。また、コーデックス事務局からは、作業の重複を避け、資源の効率的な活用を確保するため、整合作業を CCFH の今後の作業計画に組み込むことの重要性が指摘された。

(結 論)

本会合では以下について、合意した。

- ・ 第 49 回総会において、改訂された当該 3 文書の採択を諮る。
- ・ 中国を議長、英国及びケニアを共同議長とする整合化に関する EWG を再設置し、議題 10 の今後の作業計画で優先順位付けされた CCFH の既存文書について、判断樹もしくはその他の手法により整合化の作業を進める。

議題 7 食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012) の改訂 (ステップ 4)

電子作業部会 (EWG) の議長であるカナダから共同議長であるオランダを代表して、予防及び介入措置に関するコメントは JEMRA のフルレポート (パート 2) が公表された後に対応することが説明され、また、冷凍農産物の定義、水に関する用語の調和、病気時の従業員の休業に関する指針、付属文書 III に関連する事項 (製品ラベル等) を含めた、本会合からのフィードバックが必要な複数の課題が指摘された。

FAO 代表から、ウイルスに関する JEMRA フルレポート (パート 2) が 2026 年初頭に公表されることが情報提供された。

(ガイドライン本体)

総論

日本をはじめ複数の加盟国から、一次生産段階での措置の実行可能性、特に小規模な食品事業者や小規模農家に関して懸念が示され、これらの関係者の能力を考慮した柔軟性が求められた。また、パラグラフ 61 に記載された消毒剤の選択肢が過度に規定的であるとの懸念が示され、例として記載することが提案された。

冷凍農産物の定義

EWG の報告書 (CX/FH 25/55/7) で提示された 2 つのオプションに関して、冷凍農産物の定義に特定の冷凍温度 (例: -18°C) を明記すべきかどうかについて、意見が分かれた。

ある加盟国は、明確化による施行の支援と、既存のコーデックス文書との整合性からオプション 1 (温度を明記する) を支持した。他の加盟国は、過度に硬直的にならないように削除を望み、 -12°C より低い冷凍温度は食品安全ではなく品質に関するパラメーターであること、また特定の温度の削除により柔軟性が確保できることを指摘した。オプション 2 (温度を明記しない) を支持する加盟国は、輸送、保管、冷凍工程の管理に懸念がある場合、各加盟国の国内法で特定温度を設定できると述べた。また、議論の中でオプション 3 も示された (オプション 3 : オプション 1 の文言を維持しつつ、特定の温度を明記しない案)。

しかし合意に至らず、また議題 10 で冷凍または冷凍保管温度に係る更なる議論が予定されていることを踏まえ、本会合はこの点について EWG で引き続き検討することに合意した。

水に関する用語の調和:「清浄水(clean water)」「目的に適した水(water fit-for-purpose)」「飲用水(potable water)」

本会合は EWG 共同議長の提案に同意し、完成した CXG 100-2023 を踏まえてこれらすべての用語を見直し、必要に応じて CXG 100-2023 を参照することに同意した。

パラグラフ 46: 従業員が自宅待機することで経済的に不利益を被らない方針の実施についての食品事業者での検討義務

ある加盟国は、この方針を含める理由は、従業員の経済的な懸念が、食品安全確保のための措置に悪影響を及ぼさないようにすることだと説明した。しかし、金銭的補償や労働条件に関する問題は CCFH 文書の範囲外であり、各国の労働・雇用に係る枠組みを通じて扱われるのがより適切と考えられることから、加盟国は、この文をパラグラフ 46 から削除することに広く同意した。

パラグラフ 74: 胃腸炎罹患者の職務復帰を一定期間（例：48 時間）後のみに限定して許可する義務

腸管系病原体によって罹患期間が異なることから、一定期間の例として示されている「48 時間」という記載を削除する提案がされ、WHO 代表から本件について指針はないことが伝えられた。EWG 議長から、本分野でのガイダンスの提供に係る要請があったこと、48 時間はあくまで例示であることについて触れられ、本会合では、この文言を本文書に残すことに合意した。

パラグラフ 34: 付属文書Ⅲ「豚肉及び野生動物肉における HEV 管理」に係る製品ラベル

リスクへの対応としては製品ラベルよりも消費者教育の方が適切であり、また他の病原体・品目の組み合わせを対象とするコーデックス文書において、この目的（高リスク製品であることを消費者に知らせる目的）で製品ラベルは使用されていないことから、本会合は、EWG 共同議長の提案に同意し、このパラグラフを削除することに合意した。

RTE 食品の定義

本会合は、本ガイドラインにおける RTE 食品(Ready-to-eat food)の定義が、他のコーデックス文書と整合していないとの指摘を確認し、異なるコーデックス文書間でこの定義を調和させる必要性を強調した。

議長は、この課題が議題 9 でも扱われ、定義の調和が今後検討されることを説明した。

(結 論)

本会合では以下について、合意した。

- JEMRA レポート（ウイルス・パート2）の公表後に本レポートに基づいて予防及び介入措置について更に詳述し更新するため、提案されたガイドライン原案をステップ2/3に差し戻し、その後ステップ3でコメントを求める。
- カナダを議長、オランダを共同議長とするEWGを再設置し、原案の改訂を続ける。また、ステップ3でのコメント要請のためレポートを用意し、次回会合（CCFH56）の3か月前までに改訂された原案をコーデックス事務局に提出する。
- JEMRA に対し、ガイドライン改訂案の実施を支援するようリスク評価ツールの作成を継続するよう促す。

議題8 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン（CXG 78-2011）の改訂（ステップ4）

EWG 及び PWG の議長である米国は共同議長である豪州、ブラジル、デンマーク、ホンジュラス及びインドを代表して、PWG が作成した改訂ガイドライン案（CRD03）を基に議論し、JEMRA の最新の科学的助言を反映した包括的な改訂を進めた。

（セクションごとの議論）

加盟国からさまざまな見解が共有され、当部会（CCFH）として主に以下について決定しガイドラインを改訂することが確認された。

- 改訂では、範囲を生鶏肉（胴体・部位）に限定するとともに鶏レバーを重点化すること
- 薬剤耐性（AMR）はガイドラインの範囲外だが、その重要性を認め、薬剤耐性の最小化および抑制のための実施規範（CXC 61-2005）に基づく抗菌薬の慎重な使用に関する文言を追加すること
- と体および切り出された各部位の保管温度について、ガイドラインから具体的な数値は削除するが、必要に応じて”5°C未満”の記載を例示として残すこと
- 生きてはいるが培養できない（viable but non-culturable: VBNC）状態の細菌の存在を強調すること
- 間引き出荷とオールアウトのリスク管理について追記すること

（結論）

本会合は、本改訂ガイドラインを第49回総会にステップ5/8での最終採択を諮ることに合意した。

議題9 食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 61-2007）改訂（ステップ4）

EWG の議長である米国から共同議長であるカナダ、中国及びフランスを代表して、CL 2025/62-FH（CRD06）におけるコメントに基づき、ガイドライン改訂案を準備したことを説明した。

(総論)

本会合では、JEMRA の最新の科学的進展と勧告を考慮してガイドラインの改訂を進めることで広く支持が得られた。しかし、RTE 食品の定義に関し、本定義への「合理的に予測可能 (reasonably foreseeable)」という概念の導入や、コーデックス文書間でより調和された RTE 食品の定義とする必要性について懸念が示された。さらに、付属文書 I に関して、小規模の農家や漁業者、その他一次生産に関与する小規模事業者において環境モニタリングプログラムを実施するための資源が限られていることへの懸念も示された。この点に関して、本会合において、特に食品が農場で取り扱われ、包装される場合において、本付属文書でより柔軟性を持たせることが検討されるべきとの提案がなされた。

(セクションごとの議論)

イントロダクション

- ・ パラグラフ 3 において、高齢者について具体的な年齢への言及を避ける変更について提案されたが、JEMRA の勧告にリステリア症について 65 歳以上の成人のリスクがより高いと示されていることから、現在の文言を維持することに合意した。
- ・ パラグラフ 12 において、予測モデルによりリステリア・モノサイトゲネスの増殖が 6℃未満で大幅に抑制されることが示されており、本会合では他の衛生関連文書との整合性を確保し、WHO の勧告にも沿うよう、冷蔵温度を 6℃から 5℃に変更することに合意した。また、この変更は、本文書内の該当箇所すべてに適用された。
- ・ パラグラフ 16 において、微生物学的基準値はサンプリングプランと併せて設定されるべき微生物学的規準の一部に過ぎず、付属文書Ⅲのみを参照する方が適切であることから、本会合はこのパラグラフから当該基準値を削除することに合意した。

RTE 食品の定義

本会合では、RTE 食品の定義やその脚注の改訂に関し、

- ・ 他の衛生関連文書やハザードにも適用可能なより一般的な定義の必要性、CXC 1-1969 への組み込みを考慮し、「リステリア・モノサイトゲネスの殺菌処理 (listericidal treatments)」をより一般的な表現である「食品安全を達成するのに十分である妥当性確認された処理 (validated treatments sufficient to achieve food safety)」に置き換えることに合意し、定義の明確性を高めるため他の修正も行った。
- ・ 「合理的に予測可能 (reasonably foreseeable)」に関連する部分について、RTE 食品と異なる食品カテゴリーである非 RTE 食品 (non-RTE food) を RTE 食品の定義に含めることは異例であり、含めることで用語が曖昧になって解釈が

難しくなること、また、非 RTE 食品を生産する食品事業者に過度な負担を課す可能性がある（RTE 食品を生産する食品事業者と同レベルの衛生管理プログラムの実施や付属書Ⅲの微生物学的規準の遵守がおそらく求められる）ことから、国際食料貿易の障壁につながるおそれがあったため、日本から、「合理的に予測可能」に関連する部分を削除するとともに、本ガイドラインの範囲を拡大してリステリア・モノサイトゲネスの殺菌処理なしに消費者に喫食される可能性のある非 RTE 食品に対する必要なガイダンス（例：包装された非 RTE 食品への明確なラベル表示（喫食前に要加熱調理））を提供するものとする提案を行った。EWG 議長から、「合理的に予測可能」という概念は定義の脚注 7 で説明されており、序文で触れられているように、既に衛生関連文書で使用されている概念であることが伝えられた。

歩み寄りの精神により、本会合は「合理的に予測可能」という概念を維持し、その意味を明確化することに合意した。元の提案された文言を若干修正し、CXC 1-1969 への脚注参照は RTE 食品の文脈に特化していないため、より適切な形にした。本会合は、付属文書Ⅲの脚注 20 を定義の脚注と整合させることに合意した。

食品コントロール及びモニタリング装置

パラグラフ 66 において、冷却及び冷蔵装置の保守のみを扱っている一方で、加熱や洗浄用の装置もリステリア・モノサイトゲネスの管理に重要であることを踏まえ、本会合は追加パラグラフ（パラグラフ 66 bis）を設けることに合意した。

製品の記述

パラグラフ 104 において、「スープミックス (soup mixes)」がリステリア症のアウトブレイクと関連していないこと、新しい事例の方がガイドラインにおける説明目的に適していることから、本会合は「スープミックス」の例を「冷凍えんどう豆 (frozen peas)」と「えのきたけ (enoki mushrooms)」に置き換えることに合意した。

その他の一般的な変更

本会合は以下の点に合意した。

- ・ CXC 1-1969 への相互参照がある場合、読みやすさと利用性を高め、重複を避けるため、CXC 1-1969 の適切な対応するセクションを参照する。
- ・ CXC 1-1969 及び他のコーデックス文書で使用されている用語と整合させるため、用語「マーケティング (marketing)」を「小売 (retail)」に変更する。

(付属文書Ⅱ)

パラグラフ 10

本会合は、リステリア検査を実施する試験所の認定（の要否）について柔軟性

を持たせることに合意した。試験所は、適切な試験所規範を用いるべきだが、認定は必須でないとされた。

パラグラフ 12

本合は、パラグラフ 12 を修正し、規制当局が汚染パターンの変化を検出するために工程管理を使用すべきであるとの記載の代わりに、規制当局が食品事業者に対して工程管理試験の実施を要求すべきであることを明記することに合意した。

(付属文書Ⅲ)

パラグラフ 9

本パラグラフの最後の箇条書き（「その他、規制当局が定める RTE 食品のカテゴリ」）の意味について、EWG 議長から、低水分食品など、食品の性質に基づき規制当局がリステリア検査不要と定義する可能性のある RTE 食品のカテゴリを認識するために挿入されたものであるとの説明がされた。

パラグラフ 14

「5日未満の短い貯蔵寿命(shelf-life)はリステリア・モノサイトゲネスの管理の追加措置として考慮すべきであり、その場合に追加措置は不要、とする記載の追加」又は「パラグラフ 9 の箇条書きに同内容を追加」との提案が検討された。しかし、本パラグラフは食品のパラメーターに焦点を当てていること（食品そのもののパラメーター以外は対象外）について発言がされ、加えて、短い貯蔵寿命の定義、5日間で全ての食品に適切か否かについては議論があることから、たとえ一部の食品の貯蔵寿命が短くても、検査は依然として必要であるとして、本合は、この提案は採用しないことに合意した。

パラグラフ 20

本パラグラフは、接種試験(challenge test)の結果を評価するだけでなく、規制当局が食品事業者の総合的な監督の一環としてこれらの試験結果を検証すべきことを明確化するために修正された。接種試験のプロトコル自体は、ほとんどの規制当局にその能力がないため、規制当局による検証を必要としないこと、規制当局の役割は食品事業者が適切な接種試験を実施できるようガイダンスを提供することであることが明確化された。規制当局のその他の役割は、新しいパラグラフ（付録Ⅶ、付属文書Ⅲ、パラグラフ 21）で明確化された。

パラグラフ 30（2つ目の箇条書き）

JEMRA のリスク評価（MRA47）と整合しないため、日本から、酸素含量（oxygen content）に影響を与える包装システムの種類に関する記載を削除する提案を行い、検討された。MRA47 では、リステリア・モノサイトゲネスは真空包装及びガス置換包装（MAP）条件下でも生存可能であり、酸素濃度の低下がリステリア・モノサイ

トゲネスの増殖抑制を保証しないことが示されており、この点は誤解を招く恐れがあった。EWG 議長から、本パラグラフが増殖速度への影響について論じていること、包装システムの種類と酸素含量がリステリア・モノサイトゲネスの増殖速度に影響を与え得ることが説明された。

本会合は、この箇条書きを維持することに合意したが、抗菌剤を含む包装など、包装システムの進歩がリステリア・モノサイトゲネスの増殖速度に影響を与える可能性があるため、酸素含量は包装システムの影響の一例であることを明記するよう修正した。

パラグラフ 31

本会合は、パラグラフ 31 について耐久性調査に関する最後の箇条書きを削除すること、パラグラフ 31 bis について RTE 食品の貯蔵寿命が確立され妥当性確認された後、食品事業者が耐久性調査などの継続的な検証活動（予想される貯蔵寿命を通じてリステリア・モノサイトゲネスの存在と増殖が設定された安全基準を満たすことを確認するために実施）を検討すべきであることを明確に示すために修正することに合意した。

(結 論)

本会合は以下について、合意した。

- ・ 本ガイドライン改訂案を第 49 回総会にステップ 5/8 で採択を諮る。
- ・ 次回会合 (CCFH56) にて、コーデックスの衛生関連文書間で RTE 食品の定義が異なるとの懸念を踏まえ、衛生関連文書全体での調和された定義の使用及びその定義を CXC 1-1969 に含める可能性について検討する。
- ・ 次回会合での審議を支援するため、コーデックス事務局に対し、コーデックスの衛生関連文書における RTE 食品の定義に関する背景文書を準備するよう要請する。

議題 10 その他の事項及び今後の作業・新規作業提案/今後の作業計画

「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」との整合化に関する文書の提案

本会合では、既存文書の採択時期、構成、科学的知見の有無、中長期的な技術的観点での改訂の必要性、各国からのコメントなどを踏まえたこれまでの整合化に関する作業での経験を踏まえ、本作業で今後着手すべき文書について検討した。

(結 論)

本会合では、以下の 3 文書について、EWG において CXC 1-1969 との整合するための改訂作業を進めることで合意した。

- ・ 「バルク入り食品及び半包装食品の輸送に関する衛生実施規範 (CXC 47-2001)」
- ・ 「ボトル入り／包装飲料水 (ナチュラルミネラルウォーター以外) の衛生実施規範 (CXC 48-2001)」

- ・「ナチュラルミネラルウォーターの採取、加工、販売に関する衛生実施規範（CXC 33-1985）」

海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂

議題5を参照のこと。

食品事業者のための食品アレルギー管理における実施規範（CXC 80-2020）の改訂

前会合（CCFH54）におけるCCFLからの提案を受け、CCFLで改定された「包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）」（「アレルギーを含む食品リスト」を含む）と「食品事業者のための食品アレルギー管理に関する実施規範（CXC 80-2020）」との整合を図る必要性を確認していたところ、本会合では、議題2において、CXC 80-2020の付随的修正案に合意した。2026年5月に予定されているCCFL49においてCXS 1-1985の付属文書「予防的アレルギー表示（PAL）の使用に係るガイドライン」を完了する見込みであり、これがCXC 80-2020に影響を与える可能性があることから、本会合は、CXC 80-2020の改訂作業の準備を行うことが適切であると合意した。

（結 論）

本会合は、CXC 80-2020の見直しがすぐに開始できるように準備を進めることに合意した。また、討議文書及びプロジェクト文書の準備をする用意があると表明した中国に対して、作業に関心を示した豪州及びガーナとの協力の下、次回会合（CCFH56）でCXC 80-2020の改定に関する提案ができるように準備するよう要請した。

細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範の新規作業提案

（経 緯）

第86回執行委員会（2024年）にて、シンガポールから、細胞培養食品に関する2つの討議文書が提出された。このうち、細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範については、食品衛生部会（CCFH）に新規作業提案として提出することが執行委員会から勧告された。

第47回総会（2024年）にてシンガポールから、第86回執行委員会の勧告のとおり提案する意向が示された。また、中国が共同提案者になること、韓国が新規提案を支持する旨の発言がなされた。

本会合に、シンガポール、中国、韓国、サウジアラビア、英国の共同提案として細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範の新規作業提案が提出された。

（議 論）

英国、サウジアラビア、中国等は、新興技術に対して適時に科学に基づいたガイダンスを提供する機会であること、十分な科学的情報が存在していること、国際的なガイドラインは安全な貿易を促進すること等を挙げ、提案を支持した。

EU、ブラジル、アフリカ連合等は、合意された用語及び国際食品貿易が不足していること、食品安全及び消費者への健康リスクに関するデータが不十分であること、多くの国でこの産業は初期段階であり、少数の国のみが基準設定に貢献できる国内規制の経験や技術的なインフラを有していること等を挙げ、提案に懸念を示した。

また、個別製品に対する衛生基準を策定する前に「新たな食料源及び生産システム (New food sources and production systems: NFPS)」のリスク分析のフレームワークを策定する必要があるとの懸念も挙げた。

(結 論)

本会合では、当該提案について異なる見解が示され、作業開始について十分な支持が得られなかった。当該提案は、引き続き、今後の作業計画にとどめられ、将来の本部会 (CCFH) で再考されうることに合意した。

急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する実施規範 (CXC 8-1976) の改訂提案

本会合に先立ち、チリから、急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する実施規範 (CXC 8-1976) の改訂に係る討議文書が提出された。具体的には、当該実施規範を改訂し、有効なコールドチェーン管理が確保されることを条件として、家きん肉、豚肉及びそれらの副産物について、現行の -18°C に代えて -15°C 以下での冷凍、保管、輸送及び販売を可能とする改訂を行うものである。PWG (物理作業部会) においては、本提案の対象範囲を、その他の陸生動物由来の食肉、魚介類及び水産食品、さらには青果物を含む、より広範な品目へ拡大することについても議論された。また、食品安全に加えて製品品質への影響をCCFHとして検討すべきかどうかについても意見交換が行われた。

本提案を支持する加盟国は、 -15°C が病原体の増殖を抑制するのに十分であることが科学的に認識されていることを指摘するとともに、このような柔軟性を認めることにより、食品安全を損なうことなく、エネルギー消費の削減及び貿易の円滑化が図られる可能性があるとして述べた。一方で、他の加盟国からは、対象範囲の広さや、基準温度を引き上げた場合の温度逸脱の可能性に対する懸念が示され、食品安全を確保するために必要な温度閾値について、JEMRAが評価を行うべきであるとの意見が出された。また、凍結温度の問題は、複数のコーデックス文書に共通する事項であり、本課題に対して調和のとれた、科学的根拠に基づくアプローチを確立することが有用であるとの認識が示された。

品質に関連する側面がCCFHの付託事項 (ToRs) の範囲外ではないかとの議論もあり、コーデックス事務局からは、食品安全と品質の問題が相互に関連している場合、それらを切り分けることは困難である可能性があり、加盟国の合意が得られ、かつ各代表団において必要な専門性が確保されるのであれば、部会として柔軟に作業を進めることが可能であるとの説明があった。

(結 論)

FAO 及び WHO に対し、当該実施規範に示される各種食品を対象として、食品安全を確保するために必要な凍結保管温度の閾値について、品質への影響も考慮しつつ、また、急速冷凍された製品及び通常の凍結工程を経た製品の双方を対象に、科学的助言を提供するよう要請することとなった。チリは、豪州及びブラジルと協力の上、実施規範で対象とされている品目及びその他の関連事項を踏まえ、対象範囲を拡大する形で見直しを行い、改訂した討議文書を次回会合（CCFH56）に提出することとなった。

乳幼児用調製粉乳に関する衛生規範（CXC 66-2008）の改訂提案

「乳幼児用調製粉乳に関する衛生規範（CXC 66-2008）」の改訂の可能性を検討するに当たり、科学的助言が必要であることについて議論が行われた。米国で最近発生した乳児ボツリヌス症アウトブレイクに関する調査は進行中であるが、過去の知見においては *Clostridium botulinum* が当該製品における主要なリスクとして必ずしも位置付けられてこなかったこともあり、CXC 66-2008 における現行の規定上の不足が、現在のリスクに寄与している可能性がないかを検証することの重要性が共有された。

上記の状況を踏まえ、本会合は JEMRA に対して包括的な科学的助言を要請することを支持した。FAO から、最近開催されたクロストリジウム関連疾患に関する専門家会合のサマリー報告書が既に公表されていること、また、詳細な最終報告書は 2026 年半ばまでに公表予定であることの説明があった。これらの科学的成果が、次回会合（CCFH56）に向けた十分に内容の充実した討議文書及びプロジェクト文書を作成する上で重要となることを確認した。

（結 論）

本会合は JEMRA に対して以下について要請することとなった。

- ・ *Clostridium botulinum* 及び *Bacillus cereus* を含む芽胞形成性病原体について、乳児用粉末調製粉乳におけるリスク評価の実施。
- ・ クロノバクター属菌及びサルモネラ属菌などの環境由来病原体に関する既存のリスク評価及び科学的助言の更新。
- ・ 一次生産、包装から製品の再調製に至るまでの製造・取扱いの全段階を対象とし、環境モニタリングプログラムを含む、製造環境全体における管理措置の強化に関する科学的助言の提供。

その他の事項

食品由来寄生虫に関連する CCFH 文書の更新の必要性については、専門家会合は既に開催されているものの、最終報告書が公表されるのは 2026 年半ば頃になる可能性があるため、これらの成果が既存の寄生虫関連文書の技術的改訂を要するか否かについては、次回会合（CCFH56）において、より明確な判断が可能になるとの見解が示された。

今後の作業計画

本会合は、新規作業計画について十分な検討を行う時間が確保できなかったこと、また、新規作業提案の評価という観点において、作業優先順位の設定に一定の制約があることを確認した。新規作業計画については、本会合における決定事項及び科学的助言の提供状況を反映した上で更新し、次回会合（CCFH56）における検討のため、報告書に添付することが確認された。

（結 論）

CCFH 作業優先順位に関する物理作業部会を、米国を議長国として再設置し、次回会合（CCFH56）の会期中に開催するとともに、作業言語を英語、フランス語及びスペイン語とする。次回会合における検討のため、新規作業提案の提出を求める回付文書（Circular Letter）を、提出期限を2026年9月1日として発出するよう、コーデックス事務局に要請する。本会合における更新内容を反映した新規作業計画を、本プロセスにおける継続的な参照資料として、付属文書Ⅷとして報告書に添付する。

議題 11 次回会合の日程及び開催地

次回会合（CCFH56）は2026年11月16日（月）から11月20日（金）に米国で開催される予定であり、開催国政府がコーデックス事務局と協議の上、最終決定される旨が報告された。併せて、今後年1回（11月）の開催サイクルに戻る旨も情報提供された。

(参考)

食品衛生部会（CCFH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXG 100-2023）		
付属文書Ⅱ 魚及び水産製品	5/8	第 49 回総会
付属文書Ⅳ 目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処理技術	5/8	第 49 回総会
上記に伴うガイドライン本体の一般セクション及び付属文書Ⅰ及びⅢの修正	採択	第 49 回総会
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン（CXG 78-2011）の改訂	5/8	第 49 回総会
食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 61-2007）の改訂	5/8	第 49 回総会
CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）」の整合化		
・家畜牛の肉における無鉤条虫（ <i>Taenia saginata</i> ）の管理に関するガイドライン（CXG 85-2014）の改訂	採択	第 49 回総会
・イノシシ科動物の肉における <i>Trichinella</i> 属の管理に関するガイドライン（CXG 86-2015）の改訂	採択	第 49 回総会
・食品由来寄生虫の管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 88-2016）の改訂	採択	第 49 回総会
食品事業者のための食品アレルゲン管理における実施規範（CXC 80-2020）の付随的修正	採択	第 49 回総会
海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂	6/7	電子作業部会（議長国：日本、ホンジュラス、モロッコ及びニュージーランド） 第 56 回 CCFH

食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012) の改訂	2/3	電子作業部会 (議長国: カナダ、オランダ) 第 56 回 CCFH
CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の整合化	-	電子作業部会 (議長国: 中国、英国及びケニア) 第 56 回 CCFH
食品事業者のための食品アレルギー管理における実施規範 (CXC 80-2020) の改訂	-	討議文書及びプロジェクト文書の作成国: 中国、豪州及びガーナ 第 56 回 CCFH
急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する実施規範 (CXC 8-1976) の改訂	-	討議文書の改訂国: チリ、豪州及びブラジル) 第 56 回 CCFH
新規作業提案/今後の作業計画	-	CCFH の作業の優先順位に関する作業部会 (議長国: 米国) 第 56 回 CCFH

第55回食品衛生部会 (CCFH)

2025年12月15～19日 ナッシュビル（米国）

概要報告

結果概要一覧（1）

➤ ステップ5/8で第49回総会に諮ることに合意

- 食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXG 100-2023）
 - ・ 付属文書 II: 魚及び水産製品の文書案
 - ・ 付属文書 IV: 目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処理技術の文書案
- 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン（CXG 78-2011）の改訂
- 食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 61-2007）の改訂

➤ ステップ2/3に差し戻し、次回第56回CCFHで再度検討

- 『食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）』の改訂

➤ ステップ6/7で再始動

- 『海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）』の改訂

議題5 食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023)

議題5.1 付属文書 II: 魚及び水産製品の文書案 (ステップ 4)

議題5.2 付属文書 IV: 目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処理技術の文書案 (ステップ 4)

1. 主な議論

- 「目的に適した水の詳細な評価 (in-depth water fit for-purpose)」という概念の導入
- a) 飲用水、b) 清浄水、c) 他の水源からの水、の分類・具体例について合意
 - a. 飲用水 (potable water) : どのような用途にも使用可能。WHOの飲料水ガイドラインに準拠。市水など。井水の場合は、飲用適であることの検証が必要。
 - b. 清浄水 (clean water) : 食品の原材料としての使用及び生食用の切り身水産製品の最終製造段階での洗浄目的以外では、どのような用途にも使用可能。食品の安全性に影響を及ぼすレベルで有害微生物や物質、有毒性プランクトンに汚染されていないこと。沖合で採取した海水や深井戸水など (水源位置条件の確認)。
 - c. 他の水源からの水 (other sources of water) : 「目的に適した水の詳細な評価」を実施して、どのような用途に適しているか特定し、何らかの追加措置を実施してはじめて使用可能。地表水、施設の循環水・再使用水など。

3

議題5 食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023)

議題5.1 付属文書 II: 魚及び水産製品の文書案 (ステップ 4)

議題5.2 付属文書 IV: 目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処理技術の文書案 (ステップ 4)

1. 主な議論 (続き)

- 水の安全管理計画は、前提条件プログラムのみで対応する場合もあれば、完全なHACCPに基づくプログラムで対応する場合もあること、また、適切な場合に食品安全管理計画の一部に含まれることを明記 (小規模事業者等への配慮)

2. 今後の予定

- ステップ5/8での最終採択を第49回総会に諮る
- ステップ5でペンディングとなっていた『海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010)』の改訂作業を再始動。日本を議長、ホンジュラス、モロッコ及びNZを共同議長国とするEWGを立ち上げ、今回合意した水のガイドラインの付属文書IIの内容を踏まえて、[スクエアブラケット]内の水に関する記述を見直し、次回第56回CCFHにおいてステップ7で議論する。

4

議題7 食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂（ステップ4）

1. 主な議論

- 総論
 - ・ 方向性は概ね支持。農業生産者や小規模事業者を考慮に入れた配慮・柔軟性が必要。
- 各論
 - ・ 冷凍農産物の定義：特定の冷凍温度（例：-18℃）を明記するか→引き続き検討（議題10と関連）
 - ・ 従業員の自宅待機：金銭的補償等に関する記載→CCFHの所掌外として削除
 - ・ 胃腸炎罹患者の症状消失から職務復帰までの期間：48時間等の具体的な待機期間を記載するか→例示として残す
 - ・ 豚肉及び野生動物肉におけるE型肝炎ウイルスに関する高リスク製品の注意喚起表示→削除。消費者教育の重要性と他の病原体・品目を対象とするコーデックス文書との整合。

2. 今後の予定

- カナダを議長、オランダを共同議長とするEWGを再設置
- JEMRAの最終報告書（パート2：予防及び介入措置）の内容を踏まえて改訂
- ステップ2/3に差し戻し、次回第56回CCFHにおいて再度議論

5

議題8 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン（CXG 78-2011）の改訂（ステップ4）

1. 主な議論

- ガイドラインの対象範囲：
 - ・ 生の鶏肉（と体及び各部位）に限定。ただし、鶏レバーに重点を置く。
 - ・ 挽肉や詰物をしたものなど半製品、内臓は含まない。
 - ・ 主なターゲットはブロイラー鶏等、閉鎖環境下で飼育された鶏だが放し飼いの鶏も含む。
- GPFH（CXC 1-1969）との整合はハイブリッド形式（本ガイドラインの特性を活かした形）で。
- 「薬剤耐性の最小化及び抑制のための実施規範（CXC 61-2005）」の内容を踏まえて、抗菌剤の慎重な使用に関するガイダンスを追記。
- 保管温度については、-18～5℃の記載をやめ、必要な場合は5℃未満を例示として記載。
- 間引き出荷とオールアウトのリスク管理について追記（低感染リスクの出荷を先に実施）

2. 今後の予定

- ステップ5/8での最終採択を第49回総会に諮る

6

議題9 食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 61-2007）の改訂（ステップ4）

1. 主な議論

- RTE（Ready-to-eat）食品の定義
 - 最終的に合意された定義は、「通常、食品安全を達成するのに十分であると妥当性確認された処理を追加で行うことなく喫食される食品、又は、食習慣等のエビデンスに基づき、そのような処理なしに喫食されることが合理的に予測可能な（reasonably foreseeable）食品」
 - 日本は、「合理的に予測可能な食品」について、定義の曖昧さが残ること、非RTE食品の製造者に過度な負担（高度な衛生管理、微生物学的規準への適合）が生じ得ること、表示や消費者教育等により対応すべきである等の理由から反対意見を表明
 - 歩み寄りの精神により、「合理的に予測可能」の意味を明確化するため若干の修正を加えられたほか、そのような食品の具体例として、冷凍えんどう豆・えのきたけが記載された。
- 「shelf-life（貯蔵寿命）が5日未満」という要素がリステリア・モノサイトゲネス（Lm）の増殖抑制に寄与するという記載は、食品全般に当てはまるかは議論があることから見送られた。
- 食品事業者は、合理的に予測可能な流通・保管・利用条件下において、Lmの菌数及び増殖がshelf-lifeの期間を通じて安全なレベル内に収まっていることの継続的な検証を検討すべきであることを明記した。

7

議題9 食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 61-2007）の改訂（ステップ4）

2. 今後の予定

- ステップ5/8での最終採択を第49回総会に諮る
- コーデックスの文書間でRTE食品の定義が異なることから（例：食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012））、統一された定義を食品衛生の一般原則（CXC-1）に含めることについて次回第56回CCFHで検討（コーデックス事務局が背景文書を準備）

8

結果概要一覧（2）

➤ 次回会合に向けた討議文書/プロジェクト・ドキュメントを作成

- 「食品事業者のための食物アレルギー管理に関する実施規範（CXC 80-2020）」の改訂提案（中国、オーストラリア及びガーナ）
- 「急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する実施規範（CXC 8-1976）」の改訂提案（チリ、オーストラリア及びブラジル）

➤ その他の決定事項

- ヒスタミンのサンプリングプラン（11の水産製品の個別規格に関連）の検討については、魚類水産製品部会（CCFFP）に差し戻すよう、第49回総会に要請
- RTE食品の包括的な定義について、コーデックス事務局が作成する背景文書に基づき、次回第56回CCFHで議論
- 細胞培養食品に関する新規作業提案については、十分な支持が得られなかったことから、引き続き作業計画にとどめ、将来的な議論の可能性を残すこととした

➤ FAO/WHOの科学的助言が必要な項目

- 冷凍食品の保管温度の食品安全上の上限（ -18°C vs -15°C ）についての科学的助言
- 「乳幼児用調製粉乳の衛生実施規範（CXC 66-2008）」の改訂に資するよう、ボツリヌス菌やセレウス菌等を含む乳幼児用調製粉乳中の芽胞形成病原菌についてのリスク評価及び科学的助言